

平成23年第4回定例会

# 上士幌町議会会議録

平成23年 6月8日 開会

平成23年 6月21日 閉会

上士幌町議会

## 平成23年第4回上士幌町議会定例会会議録目次

### 第1号（平成23年6月8日）

出欠席議員	1
職務のため出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定について	4
諸般の報告	4
意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
会議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
一般質問	8
山本和子議員	9
佐々木守議員	22
山本弘一議員	35
報告第5号及び報告第6号の上程、説明、質疑	44
同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
議案第32号から議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
散会の宣告	55
署名議員	57

### 第2号（平成23年6月21日）

出欠席議員	59
職務のため出席した者の職氏名	59
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	59

議事日程	6 0
開議の宣告	6 1
議会運営委員会の報告	6 1
会議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
農業委員会委員の推薦について	6 2
監報告第 3 号の上程、報告	6 3
議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
議案第 3 8 号及び議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
閉会中の継続調査の申出について	8 1
閉会の宣告	8 2
署名議員	8 3

平成 23 年 第 4 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会 会 議 録

招集年月日	平成 23 年 6 月 8 日									
招集の場所	上 士 幌 町 議 会 議 場									
開会・閉会 日時及び宣告	開 会	平成23年 6月 8日 午前10時00分					議 長	杉 山 幸 昭		
	散 会	平成23年 6月 8日 午後 2時24分					議 長	杉 山 幸 昭		
応(不応)招議員並びに 出席及び欠席議員  出 席 11名 欠 席 一名 欠 員 一名  ○ 出 席 △ 欠 席 × 不応招 △公 公務欠席 遅 遅 刻 早 早 退	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	
	1	伊 東 久 子	○	7	角 田 久 和	○				
	2	堂 畑 義 雄	○	8	山 本 和 子	○				
	3	山 本 弘 一	○	9	山 本 裕 吾	○				
	4	中 村 保 嗣	○	10	中 島 卓 蔵	○				
	5	渡 部 信 一	○	11	杉 山 幸 昭	○				
	6	佐々木 守	○	12						
会議録署名議員	4番 中 村 保 嗣 議 員				5番 渡 部 信 一 議 員					
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	議会事務局長	河 村 義 憲			議会事務局主査	櫻 井 淳 史				
地方自治法第121条 の規定により説明のた め出席した者の職氏名	町 長	竹 中 貢			建設課長	高 橋 智				
	副 町 長	千 葉 与 四 郎			ナイトイ高原牧場長	佐 藤 桂 二				
	会 計 管 理 者	石 王 良 郎			教育委員会教育長	江 波 戸 明				
	総 務 課 長	高 嶋 幸 雄			教育委員会教育委員長	島 口 重 一				
	企 画 財 政 課 長	野 中 美 尾			教育委員会教育次長	綿 貫 光 義				
	町 民 課 長	(会計管理者兼務)			農業委員会会長	鈴 木 洋 治				
	保 健 福 祉 課 長	柚 原 幸 二			農業委員会事務局長	芥 藤 明 宏				
	保 育 課 長	山 口 準 二 郎			代表監査委員	新 田 勝 幸				
	農 林 課 長	松 岡 秀 行								
	商 工 観 光 課 長	早 坂 清 光								



## 平成23年第4回上士幌町議会定例

### 議事日程(第1号)

平成23年6月8日(水曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 意見書案第 1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第 5 意見書案第 2号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実  
を求める意見書の提出について
- 日程第 6 会議案第 2号 議員の派遣について
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 報告第 5号 平成22年度上士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の  
報告について
- 日程第 9 報告第 6号 平成22年度上士幌町水道事業特別会計繰越明許費繰越  
計算書の報告について
- 日程第10 同意第 3号 公平委員会委員の選任について
- 日程第11 議案第30号 上士幌町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第31号 財産の取得について
- 日程第13 議案第32号 平成23年度上士幌町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第33号 平成23年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第15 議案第34号 平成23年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第16 議案第35号 平成23年度上士幌町介護保険特別会計補正予算(第1  
号)

---

◎開会の宣告

○議長（杉山幸昭議長） ただいまより平成23 年第 4 回上土幌町議会定例会を開会いたします。

本日の議案説明のため、地方自治法第1 条の規定により、関係説明員の出席を求めています。

(午前10時00分)

---

◎開議の宣告

○議長（杉山幸昭議長） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

(午前10時00分)

---

◎議会運営委員会の報告

○議長（杉山幸昭議長） 議会運営委員長より、本日の議事運営について発言を求めます。

議会運営委員長、渡部信一議員。

○議会運営委員長（渡部信一議員） 議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、6月3日午前10時より委員会室において議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、本日の議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

この際、議会運営委員会において協議されましたことについてご報告申し上げます。

1点目は、日程第8、報告第5号から日程第9、報告第6号につきましては、2件を一括上程及び質疑を行うことといたします。

2点目は、日程第9、報告第6号が終了後、全員協議会を開催いたしますので、ご承知願います。

3点目は、日程第3、議案第32号から日程第16、議案第35号までの平成23年度一般会計並びに3特別会計補正予算は、4会計を一括上程及び質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

以上をもって、議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山幸昭議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第9条の規定により、議長において4番中村保嗣議員  
5番渡部信一議員を指名いたします。

---

◎会期の決定について

○議長（杉山幸昭議長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月1日までの14日間といたしたいと思いますが、  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月21日までの14日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に予定表を配付しておりますので、ご承  
知願います。

---

◎諸般の報告

○議長（杉山幸昭議長） 日程第3、諸般の報告を行います。

お手元に平成23年3月1日から平成23年5月31日までの間の議会の諸会議等に  
ついて報告書を配付しております。内容等の朗読は省略いたします。

以上が諸般の報告であります。

諸般の報告に対する質疑は、議会運用例第 条の1第1項の規定により、これを省  
略いたします。

これをもって、諸般の報告を終わります。

---

◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第4、意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める意見  
書の提出についてを議題といたします。

意見書の朗読を省略し、直ちに提案者である2番、堂畑義雄議員から提案理由の説明  
を求めます。

2番、堂畑義雄議員。

○2番（堂畑義雄議員） ただいま上程されました意見書案第1号地方財政の充実・強化



を求める意見書の提出について、その提案理由についてご説明申し上げます。

この意見書につきましては、議会運営委員会においてご審議をいただき、議会運営委員全員の賛同をいただき提案するものであります。

このたびの東日本大震災、加えて福島原発の事故によって、東北・関東では多くの自治体が甚大な被害を受けました。亡くなられた多くの方々に心からご冥福を申し上げますとともに、被害を受けられた地域の皆様にお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願うものであります。

国の復興予算は第1次補正で約4兆円を、厳しい財政事情を踏まえ年金の臨時財源の流用や歳出見直しなどで財源を賄い、国債発行を回避することができました。しかし、20兆円とも見込まれる第2次補正予算、さらに第3次補正予算編成の可能性を考慮すると、復興財源の確保が最大の課題となります。今後は自治体を中心となった復興が求められますが、経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割がますます重要となっています。

2011年度政府予算で地方交付税は総額7.5兆円を確保しており、2012年度予算においても同規模の予算確保を求めるものであります。このため2012年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府に次のとおり対策を求めるものであります。

1、被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。

2、医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ2011年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。

3、地方財源の充実・強化をはかるため、国・地方の税配分の5：5を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、議員各位の満場の賛同を賜り、この意見書案をご可決いただき、関係者に送付いただきますようお願いいたします。

以上をもって、意見書案第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって意見書案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより意見書案第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(杉山幸昭議長) 日程第5、意見書案第2号住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書の朗読を省略し、直ちに提案者である5番、渡部信一議員から提案理由の説明を求めます。

5番、渡部信一議員。

○5番(渡部信一議員) ただいま上程されました意見書案第2号住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書の提出についての提案理由についてご説明を申し上げます。

今回の意見書につきましては、全運輸労働組合北海道支部から要請を受け、十勝町村議長会及び全運輸労働組合北海道支部から上士幌町議会に要請があったものであります。

議会運営委員会で協議し、委員全員の賛成をいただき、委員長の私が提案するものであります。

住民の暮らしにとりまして、交通と運輸が果たしている役割は、衣食住と並ぶ社会生活の基本であります。平成2年6月22日に政府は地域主権戦略大綱を閣議決定し、国の出先機関について原則廃止の方針を打ち出し、地方運輸局もその対象となっておりますが、地方における交通運輸行政の充実は、広大な面積の北海道において、特に生活の基盤において重大かつ基本的な要素であります。

こうした中で、3月1日に発生した東日本大震災は、東北地方の出先機関に働く職員が国土交通省と一体となり、被災者支援と復興に向け取り組んでおりますが、国と地方それぞれの責任と役割を果たすことで国民の命と人権を守ることができるものであります。住民にとって、自治体の区域を超えての取り組みも必要であります。地方自治体と国の役割を踏まえ、効率的で効果的な行政が必要であります。住民の安心と安全な交

通と運輸を確保するために、次の3点について特に要望するものであります。

1つは、震災復興と被災地対策を初め、住民の安全・安心な交通運輸を支える行政は国が責任をもって直接実施すること。

2つ目は、住民のための交通運輸行政を確立するために、国の出先機関である地方運輸局を充実すること。

3つ目として、広大な北海道の交通・運輸行政を充実するために、運輸支局を充実することであります。

以上、提案申し上げました。議員各位の満場のご賛同を賜り、この意見書案をご可決いただき、関係者に送付いただきますようお願いいたします。

以上をもって、意見書案第2号の提案理由の説明を終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって意見書案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより意見書案第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎会議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第6、会議案第2号議員の派遣についてを議題といたします。

会議案の朗読を省略し、直ちに提案者である5番、渡部信一議員から提案理由の説明を求めます。

5番、渡部信一議員。

○5番（渡部信一議員） ただいま提案されました会議案第2号の提案説明を申し上げ、議員各位のご理解とご賛同を賜りたいと思っております。

この会議案については、さきの議会運営委員会におきまして、議会運営委員全員のご

賛同を得まして、委員長であります私が提案者になった次第であります。

会議案第2号は、例年北海道町村議会議長会が主催する北海道町村議会議員研修会に議員全員が参加すべく、ご提案申し上げるものであります。

本年度の北海道町村議会議員研修会は、7月5日に札幌市札幌コンベンションセンターにおいて、講師には経済評論家の内橋克人氏と東京大学教授の御厨貴氏をお招きして講演が実施される予定であります。

議員各位の満場のご賛同を得て、会議案をご可決いただき、議員全員が参加をし、研修を深めていただきたいと思いますというものであります。

以上をもって、会議案第2号の提案説明といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 本件については、質疑及び討論を省略いたします。

これより直ちに採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、会議案第2号は原案のとおり可決されました。

なお、この際、お諮りいたします。

ただいま議決した議決事項について、諸般の事情により変更する場合は議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任することに決定されました。

ここで暫時休憩といたします。

（午前10時17分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時17分）

---

◎一般質問

○議長（杉山幸昭議長） 日程第7、一般質問を行います。

一般質問は、8番、山本和子議員ほか2名の議員からお手元に配付のとおり通告を受けております。

一般質問の時間制限など留意事項については、既にご承知のことと思いますので、省略いたします。

◇ 山本和子議員

○議長（杉山幸昭議長） それでは、順次発言を許します。

8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 私は大きく2点、2項目質問いたします。

1つ目、就学援助制度の充実を。

今、全国的にも不況やリストラ等で生活が大変な方がふえています。また、今度の震災や原発事故等の影響でさらにふえるのではないかと心配されます。すべての子供にきちんと教育を保障することが大事です。

就学援助制度は、経済的に困っている小・中学生の家庭に学用品や給食費などを援助する制度です。昨年度の全道平均の適用者22%となっています。この制度は、生活保護世帯への要保護と町が独自で行う準要保護とありますが、子供たちが受けやすくするために町の基準の緩和など充実を図るべきです。

1、基準の緩和について。町の基準は、前年度の収入が生活保護基準3倍以下となっているが、1.5倍以下にすること。また、突然の解雇等にも適用させるなど柔軟な対応を図ること。管内でも広尾町や更別村では1.5倍以下になっております。

2、支給項目の拡大を。町の現在の項目は国の旧の基準のままで、学用品、通学費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品、学校給食費、医療費となっています。しかし、国は平成22年度よりクラブ活動費、生徒会費、PTA会費もふやしました。これらの項目をふやすべきです。

3、申請しやすくするための努力を。上士幌町の平成年度の状況は、小・中平均12.6%、昨年16%に比べて少ないのと、全道平均と比べてもかなり少ないと思います。生活に困っている方が少ないのならそれでいいのですが、該当するのに申請していない方がいるのではないかと心配されます。積極的に受けってもらう努力をすべきです。

大きい2つ目の質問を行います。

災害に備えたまちづくりのために。

3月11日の地震、津波は1000年に一度の想定外の災害とも言われております。また、原発事故は安全神話を振りまいてきた政府のエネルギー政策そのものが間違いであったと言える人災です。いつどこで想定を超える災害が起きるかわかりません。常日ごろから災害に備えたまちづくりを町民と一緒にやっていかなくてはなりません。

上士幌町は平成19年にそれまでの防災計画を全面修正し、作成し、町民向けに防災のしおりを配付しています。今回の震災を踏まえ、見直しや補強すべき点もあるかと思っています。

次の点、質問いたします。

1、災害・被害の想定を押さえ、対策を検討すること。計画では最大で地震は6弱、ダムの決壊、放射性物質、ウラン、プルトニウム等も入っているが、被害の想定がない被害を想定し、その際の避難の仕方等を検討できないか。

2、避難場所の安全の確保や障害者対策等十分か。また、災害により避難場所のあり方も変わってくると思うが、その検討や周知の方法はどうするのか。

3、備蓄状況について。大きな災害がなくても、大雨、台風などのとき、何世帯か避難することもあり得るが、食料品や衣料、生活必需品など十分か。

4、人のふれあいを大切にすまぢづくりをすること。計画では防災組織をつくり、行政区中心に日ごろから訓練し、協力体制確立を図るとなっておりますが、進んでいないと思います。日ごろの近所づき合いを含め、町民がふれあい、助け合うまぢづくりのために、行政はそのことを応援する体制、施策をとることが大事であると思っています。

以上、質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 教育長。

○江波戸 明教育委員会教育長 1点目の就学援助制度の充実をについて、山本和子議員の質問にお答えいたします。

本町の就学援助の状況については、上士幌町就学援助認定要領に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童及び生徒に係る保護者に対し、就学奨励のため就学援助の認定及び給与を行っております。

具体的な給与費目は、学用品等、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費であります。給与額につきましては、学校給食費、修学旅行費は実費とし、その他の費用につきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金限度単価を参考に決定しております。

なお、医療費については、現在、当就学援助制度ではなく、町独自事業として実施しております子ども医療費助成制度にて対応しており、保護者の自己負担がないように措置されています。

給与対象者の認定につきましては、就学援助認定要領に基づく幾つかの該当事項のいずれかに当てはまり、かつ前年度の世帯全員の総収入が当該年度の生活保護法に基づく基準額の1.3倍を基準として算定した額を超えない者としております。この要件により本年度認定している児童生徒数は平成33年6月1日現在で33世帯、49名であり、

全児童生徒数の約13.65%という状況です。

質問の第1点目であります基準の緩和についてですが、当面は現行の制度に基づく対応とし、今後の情勢を見きわめながら検討していくこととしています。十勝管内の状況は、新年度において、3倍以内を超える自治体は2町村1.3倍以内を下回っているのが2町、残り15市町村は1.3倍以内という基準値を用いております。

一方、町内全児童生徒に対する就学援助の認定者の割合は、管内的には決して低いと判断はしていません。このような状況を踏まえ、当面は現状の基準値を維持した対応を行い、今後、情勢の変化を的確に判断し、検討を行っていくべきだと考えていますのでご理解を賜りたいと思います。

次に、質問の2点目の支給項目の拡大については、国の要保護児童生徒援助費補助金交付要綱の改正があった旨、平成22年5月に北海道教育長より通知を受けて、新たにクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給項目が追加されたところです。

十勝管内の状況ですが、このことから新たな支給項目の適用を行った自治体は、市町村中12町村、残り7町村が今後の検討としている等を含め、現行では適用がなされていない状況であります。この状況を踏まえ、次年度に向けて上士幌町就学援助認定要領の検討を行い、就学に困難な児童生徒への支援拡大について調査していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

3点目の質問であります保護者が本制度を理解し申請しやすくするための努力についてであります。現行は町の広報紙と学校・学級担任を通し、全児童生徒の家庭に本制度の案内書に申請書を添えて周知しています。原則として、本人からの申請書と校長からの意見書をもって受理し、認定を行っているところです。

本制度に該当するのに申請していない方がいるのではないかというアドバイスについては、本制度の理解不足や申請漏れがないよう、町広報紙及び学校等を通し、再度周知を予定しているところです。

○議長（杉山幸昭議長） 町長。

○竹中 貢町長 引き続き質問にお答えします。

災害に備えたまちづくりのためにであります。

3月11日に発生した東日本大震災では、数多くのとうとい人命が失われるなど甚大な被害が発生し、現在も行方不明者の捜索と復旧活動が行われており、その被害の深刻さを痛感しております。お亡くなりになられた方々と被災された皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

本町の地域防災計画につきましては、北海道地域防災計画を踏まえて、平成に

全面改訂しています。その中では、災害発生時における迅速な避難救援活動のほか、災害時要支援者に対する救援救助対策等について記載しているほか、日ごろからの防災思想の普及啓発活動を図ることとしております。

1点目の災害時の被害の想定と避難対策ですが、安全と言われた原子力発電所の重大事故を目の当たりにして、もし糠平ダムが決壊したらという不安を耳にしております。このようなことから、町としても決壊したときの被害の想定等について、設置者や北海道関係省庁に照会しています。設置者からは「国の基準より厳しい設計をしていること。法令の定めに基づき定期的な点検、補修を実施しており、ダムの構造や強度からいって決壊の不安はない」。また、関係省庁からは「電力事業者が設計、設置したものを検査して安全であることを確認している」との回答を得ております。このように安全という回答は得ているものの、町民の皆様は安心を得るために何らかの手だては必要と理解しております。

2点目の避難場所の安全確保と障害者対策等についてですが、本町の指定避難所は11カ所あり、2次避難所は7カ所あります。また、屋外の一時避難場所も指定しております。このうち学校施設については耐震補強工事等を実施しており、その他の施設についても、今後、耐震化調査を行い、その調査結果に基づき耐震化を検討しております。

また、高齢者等の要支援者については、上士幌町災害時要援護者支援実施要綱によりその対象者を把握し、災害発生時には民生委員の協力のもと避難等を行うこととしております。日ごろから避難場所を知っていることが重要であることから、毎年町広報紙等において避難場所等を周知していますが、今後もより広く周知を図っていきたいと考えております。

3点目の災害時の防災用資機材等の備蓄状況ですが、防災用の土のう、懐中電灯、投光機、発電機等については、一定程度備蓄し災害発生時に備えています。そのほか、毛布、タオル等についても町民からの寄贈も含め確保しております。

非常食については、平成3年度予算において購入を予定しています。また、災害時には町と町内のコンビニ等の間で、食料品等の生活物資の確保に関する協定を締結しているほか、建設業協会や石油業協同組合、エルピーガス協会、郵便局、無線クラブなどとも協力協定を締結し、災害時に備えています。

4点目の地域の自主防災組織についてであります。日ごろから防災意識を持って災害に備える自主防災組織は重要であります。社会福祉協議会が中心となり、自主防災組織づくりが進められており、現在1カ所で組織化され、その他の地区でも社会福祉協議会、消防署、町が協力して防災訓練等が実施されています。ただ、組織化や防災訓練等



を実施している地区は一部であることから、今後においても社会福祉協議会と協力し、その拡大に取り組んでいきたいと考えています。

ご指摘のとおり、大きな災害時になればなるほど近所同士の協力が必要であり、互いに助け合うことが重要となります。今後においても、日ごろから災害に備える意識を高めるよう、各関係機関・団体と連携して対応していきたいと考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 初めに、就学援助制度についてから質問いたします。

基準の緩和の問題では、現在、管内では2町村が以下となっていますが、全道的にはもっと多くありまして、7町村あります。それと、この収入につきましては、前年度の収入に基準を持ちますので、当該年度において、例えばリストラ等について収入が減った場合については該当になりません。その点については、例えば小樽市では前年収入が認定基準を超える場合でも、失業を証明する書類とか、民生委員さんのいろいろ実態調査を含めて柔軟に対応しているという例もあります。5倍以下にこだわるわけではありませんが、そういうふうにもっと柔軟な対応で救う方法がないのか、まず1点目質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 教育長。

○江波戸 明教育委員会教育長 私のほうから答えたいと思いますが、今2町については更別村が先般1村からこの制度を5から1.3にしたと。逆に引き戻しているという経過がありまして、今管内では広尾町、池田町、2町が1.0というラインで就学援助を執行しているのかな、そういうふうに情報としてとらえているところであります。

この制度につきましては、今議員さんからありましたように、国の制度に基づいた対応に準じた形で準要保護の皆様方については対応させてもらっているところでありますが、この要保護と準要保護の大きな違いについては、割合についてこの要領の中に定めてありますが、本人の財産とか等を含めて、そういう部分についての対応を当面してませんので、割合についてはどうしても前年度の収入ベースを対応していくという認識で対応させてもらってございます。

ですから、この要保護といわゆる準要保護の認定については、かなり乖離がまだあるのかな、認定基準の調査等を含めて乖離があるのかなと思っておりますから、そんなことを含めて我々については、このリストラ問題等を含めて、当面窮している方について本当にどのような状況か、改めて対応し、この要綱に定めてますようにその他に基づくもの非常に就学に絶大なる困難性があるとか、そういうことが第三者、いわゆる民生委員等を含めて承知の上、またそういうことも柔軟に対応することもあるかと思っておりますが、現

行の中ではこの要領の基本的な部分を踏襲させて支援を対応していきたいな、そういうふうを考えているところであります。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 次に、項目の問題と3点目の問題なんですが、項目の問題で、要領の検討をすると、その後、調査をするとありますが、調査ではなくて、要領を検討しながら項目をふやす検討をするというふうになるのではないかと思うんですが、調査自体は何も調査する必要は全くないので、国はやると言ってますので、管内的にも実施しているところがあると調査済みですので、その点については前向きに検討するというふうにここで答弁もらえればすごくいいなと思うんですが。

もう1点は、最後に申請を上げた場合に校長の意見書をつけるというところがあるんですが、校長は何でそこで意見書をつけなければいけないのかというのがわからないんですが、本来申請は、例えば該当するしないにかかわらず、申請は受理すべきだと思うんですよ。そのときに、例えば申請しようとする意思の方しか今は申請してませんので、全国的には全員の方からする、しないを丸をつけてもらって、全員から回収している例もありますが、その点について、校長からの意見書等は必要はないのではないかと。それから、できれば全員からする、しないの意思を把握するために、回収を全員からする方法も1つの申請をふやす方法になるのではないかと思います。その点について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 教育長。

○江波戸 明教育委員会教育長本制度、特に準要保護にかかっては、平成 年度の交付税の地方に対する移譲、いわゆる三位一体改革の中で要保護、準要保護に合った補助金が正しく国のほうの制度改正で、これはいろんな意見があるかと思いますが、改正されたと。

その中で、我々については、今示された3つのクラブ、生徒会費、PTA会費、これ等については、各学校、また小学校の家庭、中学校の家庭等を含めて非常に部活、例えばクラブ活動等については、中学校ではないんですが、部活に該当するとしたら、部活等によってもかなり違ったり、また生徒会費、またPTA会費等についても、基本的にはかなり一律の部分ありますが、そういうことももう1回調整しながら、管内どのような形でガイドライン的な部分を整理しているのか、再度また詳細対応しながら、平成 24年度に向けては、今議員さんからあった要請を含めて十分に掌握しながら、前向きな形で対応していきたいな、そういうふう考えているところであります。

次に、校長の申請はなぜかという部分については、割合についてはやはり子供たちに一番近い、また今PTA会費とか、また生徒会費とかを含めて、非常に困窮している部

分については、学校サイドに近いだろうというふうに認識しながら、そこが一番近い情報をとれるという分を含めて、またこの制度の基本的な分については、就学に困難しているという分でありますから、就学状況が一番わかる分をまずベースに考えているところであります。

そんなことを含めて、学校からの申請も含めて、当然これは基本的には当人の本人申請でありますから、当人等の状況を含めて、状況をしっかりとまた学校のほうからも状況の判断をある程度アドバイスいただきながら対応していくのが、より多くの子供たちに就学困難の解消に向けた支援ができるのかな、そういうふうに思っているところでもありますから、今の申請の仕方に対応していきたいなど。

ただ、全員から回答をもらうとかという分にはなかなかならない、要望についてのそういう調査についてはならないというふうに認識しておりますので、その点ご理解賜ればなと思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 学校長からの意見書をもらうというのは、前向きな形でもらうのか。例えばの話ね、私も教員やってみましたので、就学援助制度というのは、親から見れば出すことが物すごくプレッシャーで勇気が要るんですよ。だから、先生に出すことすら勇気があって、本当なら教育委員会にずっと持っていくのが楽なんですよ。学校を通して持っていくというのはすごく大変なこともあるんです。だから、ましてや学校の先生に出して、校長にいいですよと言われて持っていくということは、すごくプレッシャーだと思うんです。本来から教育委員会にずっと持っていくのが私は楽だと思うんですが、その点、校長先生のアドバイスをもらいながら、いい意味で意見書をもらっているというふうに把握しているのかどうか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 教育長。

○江波戸 明教育委員会教育長 基本的に学校については、申請に基づいて円滑に事務作業が進むような形で事務整理をさせてもらっているかなと思っておりますし、そこではプレッシャー以上に、少しでもそういう環境を学校として承知してもらいながら、日常の中で保護者との懇談、もしくは情報提供、こんなことに寄与されるのかな、そういうふうに思っておりますので、今の状況の申請の仕方について引き続き継続させていただければなと、そういうふうに考えているところでもあります。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） これからも質問する機会があると思いますので、就学援助については、またこれからも引き続き取り上げていきたいと思っております。

次に、災害の問題について質問いたします。

初めに、災害の想定の問題について質問いたします。

想定の問題はすごく多岐にわたりますので、例えば防災計画を隅から隅まで、私も何回もこれを読んでみたんですが、いろんな想定があるんですが、例えば危険だと思われる想定の中で絞ってみれば、地震と危険物、水害、ダム含めて火山とあります。これを全部想定をどうするのかという質問をすると大変なので、例えば今ダムの問題と放射性いわゆる原発の問題について想定を質問したいと思うんですが、答弁の中で原発の問題に何も触れてなかったものですから、それもちよっと改めて質問したいと思います。

ダムの決壊についてなんですが、答弁書の中では国の基準に耐震性が当時もう五十七八年以上前につくったダムの基準に基づいてなっていて、関係機関からは大丈夫だと言われていると。それをそのまま信じていいのかというのが今の状況だと思うんですが、その点についてどうなのかと。

それから、実際に決壊した場合の想定というのは全くないと思うんですよ。どれぐらいの水がどこまで行くのかという想定がありませんので、もちろん避難計画も全くないと思うので、その点についてどのようにお考えか、まず質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 町長。

○竹中 貢町長 国の安全に対する判断、これを信じていいのかということでありますけれども、私どもとしてはそれ以上の調査する技術等は持ち合わせてないと。そこを信じるといことは、私どもとしてはそうありたいというふうに思っております。

それから、想定ですけれども、この答弁書にあるように、決壊がしないという前提でありますから、関係するところからの想定、いわゆるどのような流速で、あるいはその水がどれだけ増水するのか、あるいはそのときにどのようなスピード感だとか、これらについては、決壊しないという前提でありますから、関係するところではそれらについての調査はしないということであります。ということですから、するとすれば町がそれをするのかと。改めて業者に専門家にお願いをしてするということはあり得るのかわかりませんが、莫大な多分経費がかかってくるだろうというふうに思っております。

そんなので、このダム、あるいは原子力についても、全国いろんなところで設置されておりますけれども、それらのところの自治体についても、一定の国等の基準を支持をしているということでもあります。町としてもそのようなことで対応して、想定についても現状では大丈夫だと、安全だということに対応してまいりたい。ただ、住民の安全というテクニカルの問題と、それから安心という意識の問題と違いますか、これは若干違うところがありますから、それらについては安全だという前提で町民に何らかの形で広

報活動だとか、そのようなことは広める必要はあるのかなと、そう思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 安全が前提であるならば、防災計画の中に決壊という言葉がありますので、決壊した場合に通報するのかなんとかとあるけれども、どう避難するというのは全くないんです。だから、決壊しないかもしれないけれども、するかもしれないという。今回の原発だって大丈夫だと言われながら、実際は事故が起きたと。であるから、決壊と載っているのであれば、例えばどれぐらい水がどうだというのは想定しなかったら避難訓練にならないと思うんですよ。その点については町独自でするんじゃないで、きちんと関係機関にダムの関係どうなのかと、土現にどうなのかときちんと聞くべきだと思うんですよ。それで大丈夫だと言うなら、それはここに大丈夫だと一言書けばいいんだと思います。

すごい時間がなくなっちゃうので、原発のこともそうなんです、原発については何もここで触れてません。プルトニウムがどうの、ウランがどうのと書いても、原発事故とは一切触れてませんので、やっぱりそれは原発事故というのはありますので、泊原発が地下に活断層があって、地震の確率も福島と同様、それ以上にあるというデータがありますので、その点についてはどうなるかというのは、もちろん道の計画も今回見直す予定だと思うんですが、その点含めてどう考えるのか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 町長。

○竹中 貢町長 河川管理者であります土現、あるいは開発建設部、そういったところにも照会をしております。そこでも大丈夫だという前提での回答を得ております。そういった意味では、決壊という文言がこの防災計画の中にあるのがむしろまずいのか、その決壊ということになれば、それに対応するというのも出てきますけれども、少なくともこの関係省庁、あるいは道を含めて決壊をしないという回答をいただいているということですので、そういう前提での範疇での対応が必要になってくるだろうというふうに思います。

あとは放水だとか、そういったことも出てきますので、こういうことについてもしっかりとした町民に指示するような事業所のほうで対応をとっておりますし、町との連携もっております。住民の周知の仕方もあるというようなことで、この問題については考えていると、対応する範疇でございます。

それから、原子力の関係ですけれども、今回の想定外だと言いながらも事故が起きたということですので、おっしゃったとおり、北海道にも原子力発電所がありますから、そういった意味では不安がつかまとうと、そういうふうに思っております。

今までの基準が、安全対策が正しかったかどうかということは、この結果によって万全でなかったということは、これまた言えるだろうというふうに思いますから、それを踏まえて二次的な今後の津波だとか、特に今回は大きな津波に対する防御が弱かったということでもありますから、それらに対する防護壁の見直しだとか、これらについてはまた原子力委員会等で決めてくるだろうというふうに思いますし、直接所管といいますか、いろいろと許認可の関係では北海道がその窓口になるということでもありますので、北海道についても今見直しがこれからなされるということであれば、その指示に沿って町として対応をしていきたいというふうに思っております。

現状の放射能の心配等については、毎日調査結果について新聞等に報道されております。そういった意味では、それらを1つの参考にしながら、安全か、あるいは否かという1つの判断になっていくんだろうというふうに思いますし、さらに農畜産物、あるいは魚介類についてもしっかりと今調査をしているということでもありますので、事後の対応についてはなされているというふうに思っております。万が一それ以上のことが出てくれば、当然各自治体に対してもいろいろと指示なり、あるいは新たな対応を求められてくるというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 北海道のほうの見直しというのは、多分津波の起きた町村とかあと泊原発を含めた4町村に対する説明会等を行ったというのは情報で聞いているんですが、全道に対するいろんな見直しだとか、説明というのは一切ないと思うんですけども、その点について道が決めたのに従うんじゃないくて、例えば原発が本当に大丈夫かという点について、町長は大丈夫だというのを信じるんじゃないくて、高橋はるみ知事は大丈夫だと言ったかわかりませんが、きちんと意思表示をしながら、やっぱり原発は危ないと。一時は中止を求めていくとか、特に3号機のプルサーマル、まだ北電の社長はするすると言ってますけれども、中止を求めるとか、そういう積極的な働きかけを行っていくべきではないかと思えます。

例えば、福島の場合でも、20キロ、30キロとだんだんふやしましたが、結果的には福島全体にいろんな影響が出ました。放射能が飛んで、いろんな農畜産物を含めて影響が出ました。その点を考えれば、関係する4町村で終わるわけではありませぬので、それは町独自できちんと知事に申し入れするとか、あとは独自で何が必要か。例えば極端な話、線量計も必要かもしれない、マスクも必要かもしれない。それぐらい対策も必要なのかと思ってます。もっと聞きたいんですが、一応それについて質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 町長。

○竹中 貢町長 今の原子力発電所を抱えている自治体と周辺の自治体の関係で協定を結びながら、いろいろと更新をしたり、あるいは内部の視察調査をするというようなことはされております。おっしゃったとおり4町村ということでもあります。

しかし、今回の原発で明らかになったように、少なくとも20キロ、30キロという圏内は異常な危険区域ということでもあります。そういうことを考えて、周辺の自治体と同様の情報提供等を求めているところでもあります。町としても、もっとオープンにそういったさまざまな情報が出されるべきだと。これは今回のさまざまな事故の経験から、今までのこのあり方、自治体との関係、これだけでは決して十分でないということは、これは明らかになってきているというふうに思っております。それを所管するのが、多分国のほうの原子力委員会のほうでさまざまな約束ごと、そういったいわゆる周辺との関係だとか、それらについてのことを決めているんだろうというふうに思いますけれども、見直しの関係、もっと拡大する見直しだとか、あるいは情報のさまざまな開示だとか、こういったことについてはぜひ要望をなされていく、あるいは変わっていかざるを得ないだろうと。あるいはこちらとしても、町としても、機会のあるごとにそういった要望、声を上げていく必要があるだろうというふうに思っています。

つい先般も、北電のほうから町のほうにも現状について報告に来ております。そういった中では、万全な上にも万全を期すように申し入れをさせていただいております。そしてまた、そういった現状を踏まえて、北電のほうもさらに充実した防災体制、あるいは安全対策を講じているというお話もされておりました。そういったことを改めて私どもとして機会あるごとに関係者等には申し入れをしまいたいと、そう思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） この項目につきましては、次の議員さんにもまた引き続き質問してもらいたい、お願いいたしますので、よろしく願いいたします。

あと次の避難場所の備蓄の関係と、もう時間が切羽詰まっていますので、まとめて質問したいと思うんですが、町は防災しおりをつくりまして、平成年に各家庭に配っています。それから、社協も同時に自主防災組織というのを、これを配っています。私はずっと前回の分もとってあるので、常にすぐどこにあると自分がわかるんですが、一般町民の方は結構どこにあるかも忘れていたりとか、常日ごろ見ているわけではありませぬので、意識的にはかなりレベルが下がっていると。今回の地震の関係、原発の関係でまた高まっていますが、これ自体がどこにあるかというのはやっぱり再認識しなければいけないと私は思っています。

これについて、例えば避難場所の問題につきましても、自分がどこに避難するのかとそれから、例えばさっきの話で水害があった場合に小学校に逃げて大丈夫なんだろうかとか、あと自分の近いところはこっちなんだけれども、こっちになっているとか、いろいろありますので、そういう点についてやっぱりもう1回周知徹底等、見直すべき点があるかどうか検討すべきと思っております。

それから、備蓄の関係では、私が調べた中では23年の3月現在では町は懐中電灯20個と毛布83枚と。これ本当に町村でばらばらで、例えば土幌町は100個の乾パン。でもこれは既に3月末で賞味期限が過ぎたみたいで、処分したらしいんですが、一応乾パン6,000個とか、毛布1,000枚とか。例えば音更町は簡易トイレ2,000個用意するとか、そういう何をもってそういうふうに町独自で備蓄しているのかわかりませんがそれなりの想定をした備蓄をするために、何が必要なのかということを考えながら備蓄しなければいけないと思うんですが、上土幌町の例でいいますとちょっと少ないんじゃないかなと私は思っています。その点まず質問いたします。

それから、最終的にはどんなふうに防災組織をつくっていくかについてなんですが、答弁の中で1組織が社協を中心につくっていると。社協のほうにもお聞きしたんですがやっぱり町と一緒にこれはやらなければいけない。行政組織は町の管轄ですので、社協は行政組織を指示する、指導する立場ではありませんので、やっぱり行政組織、行政区長会議とか何かでやっぱり社協と一緒にになって防災の意識をどう高めていくかという点でいろいろ協力しながらやっていくべきかなと思っております。

それと、一番弱者と言われます災害時の要援護者に対する体制なんですが、今は民生委員さんを通じて把握をし、保健福祉課が把握をして援護者の名簿をつくって、消防と把握しています。でも、行政区長さんは全く知りませんので、本当に助けなければいけない人を民生委員さんがわかっている、1人で十何人抱えた場合に助けに行けないんです。そのとき何が必要かといったら、やっぱり町内の班単位とか行政区単位で把握しながら、常日ごろつき合っているしながら、どういう援護者がいるのかというのを把握していかなければいけないと思うんです。そういうまちづくりをしないと、いざというときには救えないといえますか、自主的な逃げ方ができないんじゃないか。その点についてどんなふうにしていくのか質問いたします。多岐にわたって済みませんが、よろしくお願いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 町長。

○竹中 貢町長 備蓄のことですけれども、こういった災害を想定し、どれだけどうかというのはなかなか想定が難しいことではありますが、ただ、これを行政だけで備蓄すると



いうのから、今回もさまざまなところと防災時、あるいは防災の危険があるときの協力関係というのはいろんなところと結んでおりますから、例えば食料関係であれば、コンビニ等との連携で相当数確保されるのではないだろうかということ。それから、災害時、食料が何人にどのくらい時間的な単位で欠乏するのかと。そういう意味では、通常24時間、あるいは48時間範囲の中で、相当数改善されるというふうに地理的な条件といえますか、土地柄も含めてあるのではないだろうかというふうに思っておりますから、それもその範疇の中で、今いろんなところとの連携は可能になっているのではないかなと、そんなふうにも考えております。

どこまであれば十分かというのは、これもまたきりのないといえますか、なかなか判断のしづらいところでもありますから、とりあえ~~ず~~時間あるいは48時間範囲の中で対応できるような体制をとるとすれば、今の中でも十分いけるのではないだろうかというふうに思っております。

それから、要支援者、援護者の関係ですけれども、1つ壁になっていたのが、プライバシーの関係があって、これがいろんな意味でハードルになっております。町内会ですから、そのことを抜きにしても、お互いに顔の見える関係で、お互いに日常的なつき合いがあるというふうに思っておりますので、その要援護者の今リストアップはしておりますけれども、それはそれとして、独自に町内会でのお互いに助け合いをする、そういったコミュニティの充実ということは、これはまたぜひお願いをしたいなど。

具体的に今お年寄り同士のサロンだとか、あるいはいろんな形で月ごとの交流だとかそのようなことをやっておりますから、相当各戸の事情というのをわかっているだろうというふうに思いますので、それをもう少し組織立ってといえますか、計画性を持って災害時にどう対応するかというのを違った視点で整理をして、町内会のほうにお願いをするという手だても必要でないのかなと、そのように考えております。

それから、自主防災組織ですね、その会議、訓練のときには、私も現地のほうに多く出向いておりますけれども、今お話あったように、町も防災にかかわっては、当然すべき役割がありますので、社協だけにお任せするというにはならないだろうと、そんなふうに思います。町もある意味積極的に関与して防災組織を広げていくということが必要だなど、そんなふうに思います。

これは改めて社協とも連携をとる。特に社協はさまざまな防災のグッズだとか、あるいは機器だとか、そんなことを独自の助成制度に基づいて整備されていて助かっておりますけれども、町も同じような責任を持つという認識のもとで、この組織の拡大を要請をしてまいりたい、あるいは積極的に関与してまいりたいと、そのように思います。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） その自主防災組織について、もうちょっと積極的に進めたほうがいいなと思うんですが、社協のほうでは、行政区の単位を活用しながら、本部長を町内会長にする、それから副会長を副部長にするという、行政区の組織を活用しながらつくったらどうかというのが社協の提案なんです。だから、社協に協力するんじゃなくて、一緒になってやらないと、行政区は町ですので、社協は行政区の組織はわからないと思うんです。どこが班長、それはわからないので、やっぱり車輪のごとく一緒にやらなければいけないと思う。その点、社協にお任せじゃなくて、積極的にかかわっていくと。できるだけ行政区を活用しながら、今回も区長さんに何人か話したんですが、区長さんも意識は余りないですね。だから、それは区長同士いろいろ情報交換しながら進めるべきと思いますが、これで最後にいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 町長。

○竹中 貢町長 先ほども申し上げさせていただきましたけれども、町としても防災にかかわる仕事というのは当然大事な部分として持ってますから、積極的に関与をしていくというお話をさせていただきました。いずれにしても、社協のノウハウも借りながら、町も一緒になって防災組織、意識の高揚だとか、啓発だとか、あるいは具体的に避難の方法だとか、それは見直しをしてまいりたいと、そう思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、8番、山本和子議員の一般質問を終わります。

ここで15分間休憩といたします。再開は5分前の予鈴をもってお知らせします。

(午前11時02分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

---

◇ 佐々木 守 議員

○議長（杉山幸昭議長） 次に、6番、佐々木守議員。

○6番（佐々木 守議員） 私は2点について一般質問させていただきます。

まず、質問に入る前に、3月1日に発生をいたしました東日本大震災で被災をされた多くの皆様、この災害で亡くなられた方々のご冥福とお見舞いを申し上げます。

この東日本大震災を契機に、何人かの町民に「気象災害は今までも経験をしてきたが大地震で糠平ダムが決壊をする心配はないのか」との話がありました。また、福島原発事故は国家経済までも大きく影響する世界的に類のない大事故になり、いまだ収拾の見

通しもおぼつかない実情と報道されています。原発の安全神話が完全に崩れた現在、国のエネルギー政策も脱原発の方向に進まなければならないと考えています。

そこで、糠平ダムの決壊時、丸山噴火に対応する防災対応マニュアルはできているのか。

2として、本町の防災計画について、原発事故などによる放射能対策はどうなっているのか。必要がないとするなら、その根拠は。

3として、竹中町長はあいさつの中で、東日本大震災について1000年に一度の大震災とした認識であいさつをされていますが、根拠はどのようなことなのかお伺いをいたします。

最後に、脱原発を踏まえたまちづくりを進める考えはないのかをお伺いをしたいと思います。

次に、2点目ではありますが、第5期上士幌町総合計画策定に向けての新規就農施策についてお伺いをいたします。

本町農業を取り巻く環境は、TPPに代表される輸入自由化攻勢を初め、近年の原油高騰など生産資材の高騰の中、厳しい経済環境にあり、さらに農業経営者の高齢化と後継者不足が進んでいると認識をしています。今後、適切な対応を講じなければ、農家戸数の減少を食いとめることができないのではないかと予測をされます。

戸別農家の耕作面積は、おおむね耕作限度に達していると言えます。農地流動化も飽和状況となるおそれがあり、農業粗生産額も減少していく心配があると思っておりますが本町農業の今後について所信をお伺いいたします。

そこで、新規就農について今までの取り組みの実情と成果についてお伺いをします。

2点目として、十分な成果が上がっていないと私は判断しますが、要因を分析しているのかお伺いいたします。

3として、後継者のいない農家戸数など実態と動向を把握しているのかもお伺いをいたします。

最後に、農業経営の拡大に合わせた従業員確保対策は十分と評価しているのかお伺いをいたします。

私は大型法人経営も個人経営も、それぞれ適切に営農ができるための側面支援が必要と考えています。従業員確保対策や新規就農対策は行政が先行して行う政策であり、執行順位の上位に位置する重要な施策と考えています。新規就農対策は長期間を要する事業であり、同様の問題を抱えている町村も多く、政策や情報発信に創意工夫をし、農協農業委員会との連携をして成果の上がる政策執行を要請して答弁を求めます。

○議長（杉山幸昭議長） 町長。

○竹中 貢町長 佐々木守議員の質問にお答えします。

1点目の東日本大震災を契機に、本町の災害対策と福島原発震災事故を教訓とした脱原発についてであります。

東日本大震災については、山本和子議員も同様の質問をしていることから、重複している点については割愛させていただきますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

1点目の糠平ダム決壊時、丸山噴火時における防災対策ですが、地域防災計画において、それぞれ水害予防計画、火山災害対策計画に基づき対応することとしています。

糠平ダム決壊の想定については、山本和子議員に回答させていただいたとおりであります。ダムの放流時の際には、ダム周辺で警報サイレンが吹鳴され、音更川流域に設置されている警報器が作動するほか、別途巡視する警報車により警告放送が行われることとなっています。また、放流時には役場などの関係機関にも通報されることとなっております。

丸山については、東日本大震災の後、地震の回数がふえたという報道がありました。この件については札幌管区气象台に問い合わせしておりますけれども、5月は数回しかないので、丸山の活動もほぼ終息した。ここの場所の癖として、大きな地震の後は規模が小さいが活動が高まるようだと、このような回答を寄せております。地域防災計画では、丸山についても大きな被害を生じるような噴火の可能性はないと想定しております。

このようなことから、現時点での防災対策については、上士幌町地域防災計画によって対応してまいりたいと考えております。

2点目の原発事故などの放射能対策については、地域防災計画の危険物等災害対策によってその対応を定めていますが、あくまでも放射性物質を取り扱う業者が上士幌町にある場合を想定したものとなっています。現在のところ、本町にはそのような業者はありませんので、具体的な被害は想定しておりません。

北海道においては、泊村に原子力発電所があるため、北海道地域防災計画の中の原子力防災計画編において放射性物質の外部への放出などの際における必要な項目が定められています。今回の津波による被害により発生した福島第一原子力発電所からの放射能漏れの影響は、周辺自治体にも及んでいることから、今後の状況を注視し、具体的な対応が必要となった場合には、国や道等の関係機関との協力体制が必要と考えております。

3点目の東日本大震災を1000年に一度の大震災との認識についてであります。

今回の震災について、1000年に一度とか、未曾有とかいった枕言葉で話すことがあります。これは過去の震災と比較して、科学的根拠に基づいて話しているのではありま

せん。津波の高さなどは調査研究で過去との比較が可能と思われませんが、地震の大きさを示すマグニチュードや揺れを示す震度などは、計器のなかった時代と正確に比較するのは無理があるように思います。

1000年に一度とは、貞観地震、869年を意識したところもありますが、被害を受けた地域の大きさと人命及び物的被害規模の大きさや災害により原子力などの電力の日常生活、産業全体に与えた影響や我々の生活全般への考え方に大きな影響を与え、国の形も変えるような大きな意味を持った震災であるという認識のもとで使っております。

4点目の脱原発を踏まえたまちづくりについてです。

クリーンエネルギーと言いながらも、一度事故が起きると放射性汚染など現代科学でも容易に処理し切れないのが実情と考えます。本町の基幹産業は農業であり、農作物の安全・安心が生命線ですから、原子力発電を奨励することや原子力によるまちづくりを進めることはありません。

今後、我が国のエネルギーが原子力から再生エネルギーなどにシフトするにしても、全体の電力をどのように確保するかが不透明な状況にあります。一方、エネルギー問題は国民生活、経済、環境など国家戦略上も極めて重要なテーマであり、国はもとより国民一人一人に課せられたテーマとして受けとめていく必要があります。

2点目の第5期上士幌町総合計画策定に向けての新規就農施策についてであります。

本町を取り巻く農業環境は、佐々木議員ご指摘のとおりFTA、EPA、TPPによる輸入自由化攻勢を初め、生産資材である原油や飼肥料の高騰等、ますます厳しさを増していると認識しているところであります。同時に、農業経営者の高齢化と後継者不足については、担い手育成、新規就農、後継者対策問題として、今後の本町の重要課題としてとらえております。

1、2点目のご質問ですが、新規就農に関しましては、これまで北海道農業開発公社や担い手育成総合協議会等の国や北海道による各種就農支援制度を活用し、支援を講じております。町独自の取り組みとしましては、平成年度から上士幌町農業担い手育成助成事業実施要綱を制定し実施してきており、現在1件の利用があるところです。牧羊の飼育農家ではありますが、現在0頭を飼育し、地域に根差しながら営農をされてきております。

この新規就農の取り組みは、町農業振興対策委員会や議員が委員となっている農業後継者対策推進協議会でも議論になっているテーマであります。議員もご承知のとおり、ここでは新規就農に係る資金調達の問題、営農技術の問題、新規就農希望者を育成する仕組みと自立するまでの生活支援など課題が多くあります。新規就農については、特に

J Aの意向や連携が必要と理解していますので、今後より一層の深掘した協議が必要と考えております。

3点目のご質問ですが、現在0戸の農家中、後継者がいないとされる戸数は、酪農家17戸、畑作農家11戸と認識しております。

なお、平成20年7月に農協とともに農業従事者にかかわる制度、担い手対策、新規就農対策等のあり方についてのアンケート調査を実施しております。この調査の中では後継者がいない方に対して「どのような方に後継者になってほしいか」で29.9%が新規就農希望者、20.8%が同じ地域・集落の営農者、13.0%が家族以外の親族、9.1%が複数法人、異業種の方が5%となっておりますが、24.7%の方がわからないと回答されております。また、「新規就農者の受け入れに関してどのような対策や補助制度が必要と思うか」では、新規就農者に関する新たな資金制度の創設が2%、農地のリース制度11.7%、施設・機械のリース制度0.5%の順に高く示されております。

4点目のご質問です。国レベルでは働く場の確保が政治的な課題となっております。一方、本町においては、特に大型経営の酪農家において、働き手の確保が課題になっております。各農家や法人では、ハローワーク、外国人研修生の受け入れ、企業からの派遣による人員の確保、さらには農民同盟による人材確保など、農家の規模やニーズによって多様な方法で人材の確保に努めております。

町としましては、平成9年から農業法人支援促進対策条例を制定し、支援策として講じてきております。また、従業員の生活環境の改善に従業員住宅建築支援を行っていますが、今後については、移住定住と就労のマッチングや情報提供の充実のほか、必要な対策を検討してまいります。

食料生産の基盤となる畑が後継者や引き受け手がなく、耕作放棄地をつくってはならないということでもあります。親から子へ引き継ぐという伝統的職業観も変わってきている中で、農村が持続的に発展するためには、新規就農対策や担い手育成、法人化、コントラクター事業、計画中のTMR事業など、新たな農業経営、農村のあり方を追求していくことが肝要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長） 6番、佐々木議員。

○6番（佐々木 守議員） 再質問させていただきたいというふうに思います。

まず、災害対策についてでありますけれども、先ほど山本議員の答弁の中で、上士幌の糠平ダムというのは決壊をしないんだという形だと。そうであれば、あそこが最大限

たしか3基、開閉口を持って、放水口を持っているというふうに記憶してますけれどもあそこが最大の開放をして放水をしたときに、上士幌に水が最初に到達する時間というのはどのぐらいだとか、そういった過去に実例があることについての報告だとか、そういった認識は行政の中にあるのか、まずお聞きをしておきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 町長。

○竹中 貢町長 私ども、町長としてはそういったことについては把握しておりません。

○議長（杉山幸昭議長） 6番、佐々木議員。

○6番（佐々木 守議員） できれば担当課にもちょっと聞いた上で答弁をいただきましたかあったんですが、1つは、今回の原発事故というのは何を国民に変えたのか、見方を。1つは、これは総合的にちょっと質問させていただきたいと思うんです1000年に一度という言葉が山本議員も使われました。僕は軽々にそう使うべきではない。特に行政関係者がこういった学術的にというか、科学的根拠もなしに使うというのは非常に危険だというふうに思います。

国はなぜ使いたいか、これは明らかですね。東電を助けるためですよ。それだけでなく東電の株は下がっています。底値でという話になっています。原子力災害補償法という法律の中の3条には、想定を超えた災害の場合には、当該事業者だけではなくて、国が面倒を見なさいという法律になっています。そういう片棒をお互いにかつぐことはやめるべきではないか。現実には現実として直視して見ていくというのが1つの町の、竹中町長についていえば、5,000人を超える町民のトップリーダーだという認識で僕はお話をさせていただきたいなというふうに思います。

ただ、NHKを初めとして主要マスコミが当初こういう言い方をしていたというのは知っておりますので、そういうことがあってもやむを得ないというふうには思いますけれども、これからはそういう認識でぜひお話をさせていただきたいなと。国の政策の片方でひとつ片棒をかついでいるという認識を持ってしゃべるのであればいいと。片方で、これは原発事故については人災だというふうに言われています。そういう認識についてはどうなのか。

あるいは単純にというか、簡単でよろしいんですが、今回の原発事故というのは、こういった北海道の道東の小さな町にとって何を考える機会になったのか、何を今回の事故というのは教訓としたのか。いろいろあるというふうに思うんですが、その辺の考え方があればまずお聞きをしておきたいのと、先ほど1000年に一度という部分については、私はそういう経緯があるのでお聞きをしたということを踏まえて、もう一度答弁をその部分についてお願いをしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 町長。

○竹中 貢町長 先ほどの答弁でもお話しさせていただいたとおりでありますけれども、決して今の災害の補償の関係、責任問題、それを擁護するような、そういった意味で使っているのではないということはひとつご理解いただきたいと思っております。2000年だとか、物事の大きさを言う場合によく、例えば白髪三千丈だとか、あるいは一瀉千里だとか、そういった意味で非常に物が大きいというときにこういったたぐいの言葉遣いというのはよくされます。そういったことであるということ为先ほどの答弁では述べさせていただいたということでもありますので、科学的根拠に基づいてこれを話したということではありません。しかし、事の大きさというのはそれくらい大きいものであると、事実この震災についてはそういうものだというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

物の考え方という意味では、特に国づくりの中では、こういった原発の事故によって経済が思い切りストップしてしまったとか、それからもう1つは節電対策、あるいは計画停電だとか、そのようなことが起きたことも含めて、やっぱり改めて今享受しているこの電気のことについて、1つには野放図に使う日常的生活、これが果たしてこのままでいいのだろうかということもそうでありますし、それから国づくりという意味では大都市一極集中の国の形が決していいわけではないと。これまでもまちづくりを進める上では、やっぱり都市の役割と農村、地域の役割がある。そしてまた、多様な地域があっていいだろうと。そういった意味では、今回のを契機にして、改めて多極分散型の、そういった国づくり、あるいはまちづくりをこの震災を契機にして見直して行ってほしいなど、そんなふうにも思っております。

エネルギーの問題、改めて自分たちの日常生活の中でエネルギーがどうあったらいいのかと、それを問い直す機会、それはさまざまな生活のすべてにこれに伴って意識の変容がやっぱり求められているのではないだろうかかと、こんなふうにも考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 6番、佐々木議員。

○6番（佐々木 守議員） これはお願いでありますけれども、やっぱり自治体の長、行政にかかわる立場の者というのは、歴史認識を踏まえて言葉を発するべきではないか。特に今回こういった言い方を私がしたのは、初議会の中でそういった言葉が使われたので、僕はちょっと気になったところです。

今回、原発事故というのは、なかなか報道されないんですけれども、例えば福島で原子力発電を動かす。その動かす1日の総量というのはウランで3キロです。広島型原発というのは800グラムのウランが爆発した。つまり毎日4個ぐらいの広島型の原発がウ



ランを燃やしてエネルギーをつくっている。そういう原則的なことをなかなかマスコミでは言わないんですね。

今回のことではいろいろよく調べてみると、僕らがわかる範囲で、こんな片田舎にいる僕でさえわかることとして、例えばさっきの地震について、津波の大きさについてですけれども、1896年の明治三陸地震というのは、岩手県の綾里というところ8.2メートル、今回の宮古市では最大8.8メートルというふうに言われているんですが、同じ同等の津波があったんですね。これは過去の歴史家がきちっと一定程度の検証をしている。だから、100年に一度起きるのは妥当だ。だから、さっき山本議員が泊原発について危険性はあるのではないかという話がありましたけれども、危険なところではないということです。でも、そういう中に国民は生き、私たちも生きているという現実をどういうふうに踏まえて考えていくのかだというふうに思うんです。

1つは、行政にかかわる者としては、やっぱり現実をちゃんと直視するという必要性があるのではないのかな。それはある程度わかる範囲では調べて物事をしゃべるという必要性が、特にこういった歴史が変化するのではないかというようなことには必要ではないか。

今回、マグニチュード8.0という地震については、今までほとんど例がないというふうに実は言われていますが、世界で数例だというふうに言われているんですが、でもとても不思議なことがありました。それは役場にも震度幾らというのと、物を移動するエネルギー単位をガルと言うんですけれども、そのガルからいえば、例2008年の宮城内陸地震の一関で、866ガルを計測しているんですね。今回、一番ガルが高かったところが宮城県の栗原市で、これは震度7とされているんです2,933ガル。でも、片方はマグニチュード7.4だったんですよ。今回の地震は、計算上からいく45倍ぐらいの大きさの地震と、揺れはむしろそちらのほうが強かった。

これは何を意味するかというと、エネルギーを放出した範囲が非常に広いのと、非常に内陸型という直下型の地震とは違うということはあるんですけれども、それにしてもおかしいなと思っいろいろ調べると、インターネット上では今回マグニチュードの計算方式を今までとはちょっと変えていると。より正確にという言い方が気象庁の言い方だけれども、計算方式を変えたことだけは事実だというのはどうもあるようです。

つまりそういうことが、この世の中にこういうことが起きるといろいろあるということ踏まえなければならないと。だから、さっき設置をしている電発がダムは安全だと道に言っても安全だ。それを信じて安全だ。何か起きたら想定外だったということではそこで被害を受ける人たち、あるいは命を落とすかもしれない町民がいるとしたら、そ

これは許せる範囲の話ではないだろうと僕は思うんですね。

ですから、そういう計算を多額の費用を出してダムの強度計算をしろなどと言うつもりはないです。ただ、そういう事態に立ち至ったら、直ちに避難をするということだけはきっちりしておかなければならない。そういう認識を持つのが行政、福祉にかかわる人たちの基本でなければならぬのではないかなど。そういうふうに僕は言ってほしかったんですね。逃げる方法だけは町として考えたいと。

だから、先ほど言ったように、過去にあそこで崩壊でなくても、緊急で放水をしたときに、何分でうちの町程度には到達するのかぐらいは知った上で、その避難経路だとかあるいは避難をどのような指示するのかと。サイレン等が鳴らされる形で今の放水ではなってますし、崩壊が仮に万が一の一あっても、そういう状況で危険のお知らせというのはするんだと思うんですが、それをやっぱりきちっと確認しておかなければならない。

この質問の最後に言うておきたいというふうに思います。よく皆さんが言う言葉です災害は忘れたころにやってくる。これを今回の大災害を1つの契機に、お互いにもう一度考え直してみる必要があるのではないかな。そういう視点で僕は災害行政についてもぜひ行ってほしいというふうに考えて今回の質問をしています。総体的な答弁になろうかと思えますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 町長。

○竹中 貢町長 今、議員からご指摘いただきました避難する方法だとか、あるいはその対策、ご指摘いただいた点については、今までの計画、さらにそれに付加する必要性があるものについては再度検討をさせていただきたいと、そのように思っております。

いずれにしても、今回の大震災でありますから、これをやっぱり教訓にして見直すべきところは見直しをする、あるいは防災対策、最終的には一人一人が今回の東日本大震災でも、結局は自分の意識によるというところにこの生死の別れ道があったと。特に言い伝えの中では、そういった震災が起きたようなときには、それぞれ勝手に逃げるんだという教訓が生かされて、随分の人方が助かったということも報道されております。

そういった意味では、やっぱり住民一人一人の防災に対する意識をどう高めるかということ、それに対する対策等については、行政として啓発対策、あるいは避難所の確保の問題だとか、そういったことも含めて改めてこの機会に見直しをする必要、不備があればそれは改善をしていくということが必要だろうと、そのように思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 6番、佐々木議員。

○6番（佐々木 守議員） 時間が余りありませんので、もう1点だけ、今の部分でお話をしておきますけれども、恐らく国のエネルギー政策、変えざるを得なくなるというふ

うに思います。そういうときに、どうも発電などと言ったら、今まで国の特認事業として電力会社が行ってきたという意識が日本の場合はすごく強くて、片方では田中牧場さんでバイオマスというような、なかなか十分な成果が上がってないというふうにも聞いてますけれども、地方で地域内発電というのも、これから恐らく需要がきっと高まる、機運も高まるだろうというふうに思うんですね。

今5期の総合計画を策定中です。畜産バイオマスだけではなくて、木質バイオマスなども十分そういったことについての研究はする必要があるのではないかなというふうに思いますので、そういうことをお願いをして、これは要請としておきたいと思います。

次に、新規就農対策についてお聞きをしたいというふうに思います。

現在、新規就農について、この5年間で何件もそういった実例がないというふうに思うんですが、実際この5年間ぐらいで問い合わせなど、あるいは相談件数というのほどのぐらいあるのか、それをちょっとまずお聞きをしておきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 暫時休憩します。

（午前11時52分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時53分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 6番、佐々木議員。

○6番（佐々木 守議員） 通告にそこまで書けばよかったのかもしれませんが、総体論で書いたつもりでいたものですから、当然実行度合いということで、問い合わせ件数などどのぐらいあるのか。そう多くはないというふうに実は思っているんです。

それはこういう事業をやりました。上士幌のインターネットを開いて、新規就農対策についてはトップページには何も出てきません。開いて、開いて、最後は農業委員会が相談に乗りますというので出るだけなんです。そうしたら、ほかにそういう情報発信をしているのだろうか。情報発信なくして、こんなもの自由だなんて言える筋合いのものでないと。

この問題については、過去何人かの議員さんが一般質問してきた経緯があると思うんですよ。ますます今状況としては、先ほど最初の質問で述べたように状況は悪化している。高齢化は進んでいますし、後継者についてもなかなか厳しい状況である。言い方を変えれば2割程度の耕作不耕地が出てもやむを得ない実態で進んでいる。そういう状況の中で、情報発信が十分できているのかということも含めて、さっきの質問はそういう

関係があったんですが、その辺についての認識はどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 町長。

○竹中 貢町長 おっしゃるとおりでありまして、後継者等の会議の中でもそういったたぐいの話はよく出ているということでもあります。現実の問題、今お話あったように、対応については決してこれで十分だという状況にはないと、そんなふうに思っております情報発信なくして、そこに照会が来るのかと、今おっしゃるとおりであります。

以前も、いわゆる研修生の募集のホームページなんかを開いてましたけれども、研修生そのものの要望が今極めて少ないという状況ですね。むしろ農家さんのほうも、研修生というよりも労働者として確保したいというニーズも変わってきていることもあるだろうと、そんなふうに思っております。そのようなことから、それらにある意味では今度は雇用の関係での募集ですね、そのほうが大事であって、しかもその雇用形態はそれぞれ農家が確保、それぞれでありますから、したがって、以前はなかっただろうと思えますけれども、今の法人関係ではハローワークだとか、正規のそういった機関を通して労働者を募集している、雇用を募集しているという状況だと、そんなふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） 6番、佐々木議員。

○6番（佐々木 守議員） 1つは新規就農、なかなか長期的に実際に受け入れとなればこれは関係機関も大変ですし、相当の費用がかかる。二、三、この際提案をしておきたいというふうに思います。

どこの町村も新規就農者に対する支援対策というのは大体万円で3年から5年というような、それが報償としてあらわれるものや、あるいは資金調達の利子補給になったり、あるいはリース代になったりという形でいろいろあるわけですがけれども、全道どこを見ても同じです。その上、情報発信をしていなければ、これは事業をやっていないのと僕に言わせれば同じだと言っても過言でない。言い方を変えればやる気がないのではないのか。そういう危機感を持っていないのではないのかという心配をするんです。

1つは大学関係。一番は本別の農大、これは後継者育成大学ですから、こういったところと綿密な連絡をとるといって、あるいは畜大、あるいは北大の農学部、あるいは全国の農学系の大学にこういった照会を出すということがあっていいんじゃないか。

さらに、従業員確保の問題でいえば、今多くの従業員を雇用している農家についてはインターネットに多額の費用をかけて求人を出しています。残念ながら農家求人については、ハローワークではなかなかよい人材は集まらないというふうに聞いています。これは担当者はそういう状況がどうかというのは、日常的にある程度そういったサイトを開いて、上士幌の状況なんかを見ているんだろうとは思いますが、年中出ている

農家もあります。そういう実態を踏まえて、新たな対策をしていかなければならないというふうに思うんですが、新規就農対策というのが町のいろんな行政施策の中のどういう位置にあるのかと、これについてはぜひお聞きをしたいなというふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） 町長。

○竹中 貢町長 新規就農ということもそうでありましてけれども、まずは農地を耕作放棄地をつくっちゃだめだというのが最も大事なことでして押さえておく必要があるだろうと。その上で、そこに必要な手だてとして、何らかの事情があってやめざるを得ないといった場合に、それをどんなふうに補うのか。補う方法として新規就農だとか、この回答書にも述べておりますけれども、TMRだとか、新たな特にそういったことで、それらを救えるような対策は必要だということでもありますので、新規就農もほかのことも含めて大事な施策はあると、農業関係で。その大事な施策の中にこの新規就農も極めて大事な1つであるということでもあります。申し上げたように、この大きな生産を生む農地を荒らしちゃだめだというための方策としてこれも必要であると、非常に大事で必要であるというふうにご理解いただきたいと思います。

それから、今調査でありますけれども、ここ3年ほどの関係では8件ほど問い合わせがあるということでもあります。これは結構具体的な問い合わせだというふうに思いますけれども、その程度と言ったらいいのか、実態としてはそういうことにあるということでもあります。

○議長（杉山幸昭議長） この際、若干延長してよろしいですね。延長して終わらすということでもいいですか。

6番、佐々木議員。

○6番（佐々木 守議員） 1つ気になることがあるんですね。例えば移住、定住対策など、これも1つの重要な施策だというふうに思ってます。それは町内の過疎対策という意味合い、活性化を持続させるという部分でも必要だというふうに僕は認識をしておりますし、効果も期待をし、一定の成果も上がっているというふうに思っています。

ただ、それと同様に、基幹産業の根幹にかかわるこういった問題について、どれほど力が入っているのかというのは非常に今後重要になってくるのではないかなと。ですから、例えばほかの町村と同じレベルでいけば、ほかの町村のレベルでしか進まない。そのときに、新規就農、特に本当の新規の就農については、新規就農という言い方をすれば、Uターンの就農なども入るんですけれども、本当に他の職種、あるいは他の地域から本町に来るといような新規就農については、ひとつ最大限その大きな情報を発信しなければ、なかなかひっかかってこないというのが1つですし、もう1つは本町の場合

農地が一定の金額がするということで、資金対策が非常に今厳しい状況にあると。ですから、3年間で500万で、それを使う人が余りいないということであれば、本数00万でいいのか、1,000万必要なのか、1,500万ぐらいがいわば使う側としては使いやすいのか、そういうことをもう一度再検討する必要があると思うんですが、そういった方向での検討や対応をお考えいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長） 町長。

○竹中 貢町長 課題の1つに資金繰りの問題があります。多額の資金が必要になるということですね。そこで、なかなか新規で来る人方がもともと資産をたくさん持ってくるという人が現実的に難しいということでもありますので、行政だけでこの問題は解決できる問題ではないだろうと。特にやっぱり農協との連携で、いずれ農協の指導課だとか、あるいは資金関係では農協の理解も得なければだめだということがありますので、農協ともいろいろと詰めているんですけども、なかなかやっぱり農協も安全な資産運用をしなければならないということがありますから、非常に難しい要素もあるということもこれは理解できるところでございます。

このために、例えば今の流れとしては、法人化を積極的に進めていると。今までは酪農家の法人化が進んでおりますけれども、畑作なんかでもなかなか単体で、それは後継者の問題も含めて、あるいは経営の効率化も含めて法人化という動きがモデル的に各地で今起きてきております。そんなようなことも含めて、これからのあるべき農業の姿というのは、やっぱり農協と十分協議を重ねていく必要があるだろうというふうに思っております。

今回のこの新規就農についても、本当に議論はいろいろとされているんですけども具体的に動くまでに、あるいはそれぞれの事情、町としての資金的な援助だとか、それだけで解決できればいいんですけども、そうでない複雑な問題がありますので、やっぱり農協との密接な連携、協力関係というのは必要になってくるということでもあります。

今までもそのような指摘を受けながら、議員がまだまだ不十分だというご指摘でありますけれども、これからも今のお話を受けとめながら、どんなことが可能なのか、農業振興にとってそのことを引き続き検討してまいりたいと。今までの議論からもっと行動に移れるような、そこまで行かなければならないという話はされているところでもございますので、また後継者対策委員という立場でもございますから、いろいろとご指導いただければなと、そういうふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） 6番、佐々木議員。

○6番（佐々木 守議員） ほとんど時間がありませんので、最後に一言だけお話をさせ

ていただきたいと思ひます。

農業政策いろいろあるというふうには思ひます。ハードの部分、つまりTMRセンターであるとか、コントラであるとか、こういうものはもう当然事業主体である農協、あるいは受益者が先頭でやらなければいけない。ところが、新規就農などの情報発信などという部分については、行政がやっぱり先んじてそういった情報を集めていくという必要があるのではないか。それから、全体のそういった新規就農者の動向というか、流れみたいなものを含めて、行政が率先してやっていく必要があるのではないか。

そういった部分では、移住、定住対策と例えば比較をすると雲泥の差にやられていないというのは非常に残念なことだというふうには思ひます。相手がいなければ始まらない事業という部分でいえば、そういうふうには思ひますので、その辺をもう一度決意をご答弁いただいて終わりたいと思ひます。

○議長（杉山幸昭議長） 町長。

○竹中 貢町長 特に情報の発信についてということでご指摘いただきました。それを踏まえて、具体的にホームページの更新なり、あるいはアクセスのしやすいような、そのような情報関係を構築していきたいというふうには思ひます。少し時間かかるだろうというふうには思ひますけれども、トップ画面に載るようにさせていただきますので、いましばらくお待ちいただきたいと思ひます。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、6番、佐々木守議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は午後1時といたします。

(午後 0時06分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

◇ 山本弘一 議員

○議長（杉山幸昭議長） 次に、3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） それでは、質問でございますけれども、私は基幹産業である畑作振興施策についてお伺いをしたいと思ひます。

要旨といたしまして、近年の畑作経営は21年度は湿害、22年度は猛暑と、過去に例のない経営を余儀なくされ、経営自体がかなり厳しい状況にあります。今後、上士幌の畑作を担う後継者が安心して経営に専念できるために、次の質問をいたします。

1番として、22年度において小麦の乾燥施設を国の補助事業を受け、農協で増設を

いたしました。収穫前の多雨と猛暑により、収量、品質の低下を招き、調整加工料、

13 集団ある麦作集団の乾燥経費及び老朽化によるコンバインの更新等、経費の中で大きな負担となっています。4年輪作の中では、どうしても組み込まれなければならない作物であります。そこで、農協を含めて支援対策が必要であると考えているが、意見を伺いたいと思います。

2番といたしまして、緑肥対策についてであります。過去には町として支援事業を行っていましたが、品質の向上、地力対策に貢献していましたが、復活させる方向で検討できないかを伺います。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 町長。

○竹中 貢町長 基幹産業である畑作振興施策について、山本議員の質問にお答えいたします。

本町の畑作経営につきましては、特に平成 年度は年度当初から雨や低温に見舞われ、適期播きつけができず、6月以降から収穫までには記録的な猛暑の中での営農を余儀なくされました。結果として、生育に必要な期間が与えられず、作物には多大な影響が出た年でありました。このように農業は天候に左右される産業でもあります。

一方、食料は生命を維持するために、また食料安保と言われるように、国家の存亡にかかわるような重要な位置づけにあります。今、国ではカロリーベースで食料自給率

50%達成を目途にしておりますが、そのためには安心して農業に従事できる農業政策が求められます。昨年までの水田畑作経営所得安定対策、ことしから導入の戸別所得補償制度などは、その年の出来、不出来によって一喜一憂するのではなく、安心して農業に従事できることが制度の精神と理解しています。

さて、議員ご指摘の小麦収穫に係る費用負担であります。各麦作集団で個別に生じる経費と本管への搬入の際に生じる経費など、不作や品質低下の年に特に負担が生じていると認識しております。ご指摘の機械等の整備については、これまでも集団個々の責任において実施してきており、公平性の観点からも助成については難しいことと考えております。

町では平成22年度から秋播小麦作付拡大品質向上対策事業実施要綱を定め支援しておりますが、小麦に限らず、畑作振興上必要な対策をJAとともに十分協議の上、今後の対応を決めさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

緑肥対策につきましては、土壌改良と地力保持のために補助した経過があります。今年度から戸別所得補償制度は収量の増加や品質の向上に伴って交付金の額も増加してい



く仕組みになっており、そのためには土壌改良と地力の保持対策が必要と理解します。農協と協議しながら有効な支援策を検討してまいりますので、ご理解願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長） 山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） ただいま町長からこの説明がございましたけれども、ご承知のように上土幌の畑作経営は第一種専業農家として、土地と機械との利用型になっております。野菜ですとか内地の農業経営とは違って、どうしても平均面積がヘクタール周辺と理解しておりますが、そういう中ではこの畑作4品目、馬鈴しょ、ビート、それから豆類と小麦と、もう1つ取り込めば野菜系が入ってくるのかなと思いますけれどもこの4品目の中で連作というのを嫌いますので、どうしても輪作体系のほうで4年目、4年目で畑作の畑を回していかなければならないという状況が起きるわけです。たとえば昨年度のような冷湿害であろうとも、おおむね本年度の耕作面積は変わりがないという状況になっておりますので、その辺がなかなか畑作が厳しい状況に陥るとい状況であります。

あわせて、過去の国の補助事業等々はありませんが、この機械のコンバイン、あらゆる予乾施設等とも補助がありました。近年の国の財政の緊迫により、畑作経営における補助事業はほとんど一部しか見当たらないと。そして、ポイント制になっておりまして十勝で何台ですとか、町で何台という状況になっておりまして、非常に畑作経営においては77戸の経営者の人たちは、古い機械を苦慮しながら自分の経費に占める支出を抑えようという最大の努力を現状は維持していることでもあります。

したがって、昨年度の場合、小麦については、収量についてはおおむねホクシンという、以前つくった小麦がありました、去年まで。これが7俵をめぐとしておりましたけれども、それがきたほなみという品種に昨年度の播きつけから全面積変わりました。それが大体10俵から12俵というぐらにとれるという状況になりますので、この施設を国の補正予算の中で2分の1、10億5,000万の総体金額をかけて昨年度建設したわけです。ですから、その半額については利用者負担イコール小麦をつくっている人が基本的に経費の負担をしていかなければならないと。ですから、償却資産税が入ってくるわけですけれども、定率性ではないもので、一部それを農協で定率性のように持ってもらった中で、利用率の中で負担をし、払っていくという状況になっております。

そのほか人件費、電気、水道等々が加算されるわけでありまして、おおむね1俵では6,000円ぐらいというふうになっております。ですから、私はコンバインだと13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185、186、187、188、189、190、191、192、193、194、195、196、197、198、199、200、201、202、203、204、205、206、207、208、209、210、211、212、213、214、215、216、217、218、219、220、221、222、223、224、225、226、227、228、229、230、231、232、233、234、235、236、237、238、239、240、241、242、243、244、245、246、247、248、249、250、251、252、253、254、255、256、257、258、259、260、261、262、263、264、265、266、267、268、269、270、271、272、273、274、275、276、277、278、279、280、281、282、283、284、285、286、287、288、289、290、291、292、293、294、295、296、297、298、299、300、301、302、303、304、305、306、307、308、309、310、311、312、313、314、315、316、317、318、319、320、321、322、323、324、325、326、327、328、329、330、331、332、333、334、335、336、337、338、339、340、341、342、343、344、345、346、347、348、349、350、351、352、353、354、355、356、357、358、359、360、361、362、363、364、365、366、367、368、369、370、371、372、373、374、375、376、377、378、379、380、381、382、383、384、385、386、387、388、389、390、391、392、393、394、395、396、397、398、399、400、401、402、403、404、405、406、407、408、409、410、411、412、413、414、415、416、417、418、419、420、421、422、423、424、425、426、427、428、429、430、431、432、433、434、435、436、437、438、439、440、441、442、443、444、445、446、447、448、449、450、451、452、453、454、455、456、457、458、459、460、461、462、463、464、465、466、467、468、469、470、471、472、473、474、475、476、477、478、479、480、481、482、483、484、485、486、487、488、489、490、491、492、493、494、495、496、497、498、499、500、501、502、503、504、505、506、507、508、509、510、511、512、513、514、515、516、517、518、519、520、521、522、523、524、525、526、527、528、529、530、531、532、533、534、535、536、537、538、539、540、541、542、543、544、545、546、547、548、549、550、551、552、553、554、555、556、557、558、559、560、561、562、563、564、565、566、567、568、569、570、571、572、573、574、575、576、577、578、579、580、581、582、583、584、585、586、587、588、589、590、591、592、593、594、595、596、597、598、599、600、601、602、603、604、605、606、607、608、609、610、611、612、613、614、615、616、617、618、619、620、621、622、623、624、625、626、627、628、629、630、631、632、633、634、635、636、637、638、639、640、641、642、643、644、645、646、647、648、649、650、651、652、653、654、655、656、657、658、659、660、661、662、663、664、665、666、667、668、669、670、671、672、673、674、675、676、677、678、679、680、681、682、683、684、685、686、687、688、689、690、691、692、693、694、695、696、697、698、699、700、701、702、703、704、705、706、707、708、709、710、711、712、713、714、715、716、717、718、719、720、721、722、723、724、725、726、727、728、729、730、731、732、733、734、735、736、737、738、739、740、741、742、743、744、745、746、747、748、749、750、751、752、753、754、755、756、757、758、759、760、761、762、763、764、765、766、767、768、769、770、771、772、773、774、775、776、777、778、779、780、781、782、783、784、785、786、787、788、789、790、791、792、793、794、795、796、797、798、799、800、801、802、803、804、805、806、807、808、809、810、811、812、813、814、815、816、817、818、819、820、821、822、823、824、825、826、827、828、829、830、831、832、833、834、835、836、837、838、839、840、841、842、843、844、845、846、847、848、849、850、851、852、853、854、855、856、857、858、859、860、861、862、863、864、865、866、867、868、869、870、871、872、873、874、875、876、877、878、879、880、881、882、883、884、885、886、887、888、889、890、891、892、893、894、895、896、897、898、899、900、901、902、903、904、905、906、907、908、909、910、911、912、913、914、915、916、917、918、919、920、921、922、923、924、925、926、927、928、929、930、931、932、933、934、935、936、937、938、939、940、941、942、943、944、945、946、947、948、949、950、951、952、953、954、955、956、957、958、959、960、961、962、963、964、965、966、967、968、969、970、971、972、973、974、975、976、977、978、979、980、981、982、983、984、985、986、987、988、989、990、991、992、993、994、995、996、997、998、999、1000、1001、1002、1003、1004、1005、1006、1007、1008、1009、1010、1011、1012、1013、1014、1015、1016、1017、1018、1019、1020、1021、1022、1023、1024、1025、1026、1027、1028、1029、1030、1031、1032、1033、1034、1035、1036、1037、1038、1039、1040、1041、1042、1043、1044、1045、1046、1047、1048、1049、1050、1051、1052、1053、1054、1055、1056、1057、1058、1059、1060、1061、1062、1063、1064、1065、1066、1067、1068、1069、1070、1071、1072、1073、1074、1075、1076、1077、1078、1079、1080、1081、1082、1083、1084、1085、1086、1087、1088、1089、1090、1091、1092、1093、1094、1095、1096、1097、1098、1099、1100、1101、1102、1103、1104、1105、1106、1107、1108、1109、1110、1111、1112、1113、1114、1115、1116、1117、1118、1119、1120、1121、1122、1123、1124、1125、1126、1127、1128、1129、1130、1131、1132、1133、1134、1135、1136、1137、1138、1139、1140、1141、1142、1143、1144、1145、1146、1147、1148、1149、1150、1151、1152、1153、1154、1155、1156、1157、1158、1159、1160、1161、1162、1163、1164、1165、1166、1167、1168、1169、1170、1171、1172、1173、1174、1175、1176、1177、1178、1179、1180、1181、1182、1183、1184、1185、1186、1187、1188、1189、1190、1191、1192、1193、1194、1195、1196、1197、1198、1199、1200、1201、1202、1203、1204、1205、1206、1207、1208、1209、1210、1211、1212、1213、1214、1215、1216、1217、1218、1219、1220、1221、1222、1223、1224、1225、1226、1227、1228、1229、1230、1231、1232、1233、1234、1235、1236、1237、1238、1239、1240、1241、1242、1243、1244、1245、1246、1247、1248、1249、1250、1251、1252、1253、1254、1255、1256、1257、1258、1259、1260、1261、1262、1263、1264、1265、1266、1267、1268、1269、1270、1271、1272、1273、1274、1275、1276、1277、1278、1279、1280、1281、1282、1283、1284、1285、1286、1287、1288、1289、1290、1291、1292、1293、1294、1295、1296、1297、1298、1299、1300、1301、1302、1303、1304、1305、1306、1307、1308、1309、1310、1311、1312、1313、1314、1315、1316、1317、1318、1319、1320、1321、1322、1323、1324、1325、1326、1327、1328、1329、1330、1331、1332、1333、1334、1335、1336、1337、1338、1339、1340、1341、1342、1343、1344、1345、1346、1347、1348、1349、1350、1351、1352、1353、1354、1355、1356、1357、1358、1359、1360、1361、1362、1363、1364、1365、1366、1367、1368、1369、1370、1371、1372、1373、1374、1375、1376、1377、1378、1379、1380、1381、1382、1383、1384、1385、1386、1387、1388、1389、1390、1391、1392、1393、1394、1395、1396、1397、1398、1399、1400、1401、1402、1403、1404、1405、1406、1407、1408、1409、1410、1411、1412、1413、1414、1415、1416、1417、1418、1419、1420、1421、1422、1423、1424、1425、1426、1427、1428、1429、1430、1431、1432、1433、1434、1435、1436、1437、1438、1439、1440、1441、1442、1443、1444、1445、1446、1447、1448、1449、1450、1451、1452、1453、1454、1455、1456、1457、1458、1459、1460、1461、1462、1463、1464、1465、1466、1467、1468、1469、1470、1471、1472、1473、1474、1475、1476、1477、1478、1479、1480、1481、1482、1483、1484、1485、1486、1487、1488、1489、1490、1491、1492、1493、1494、1495、1496、1497、1498、1499、1500、1501、1502、1503、1504、1505、1506、1507、1508、1509、1510、1511、1512、1513、1514、1515、1516、1517、1518、1519、1520、1521、1522、1523、1524、1525、1526、1527、1528、1529、1530、1531、1532、1533、1534、1535、1536、1537、1538、1539、1540、1541、1542、1543、1544、1545、1546、1547、1548、1549、1550、1551、1552、1553、1554、1555、1556、1557、1558、1559、1560、1561、1562、1563、1564、1565、1566、1567、1568、1569、1570、1571、1572、1573、1574、1575、1576、1577、1578、1579、1580、1581、1582、1583、1584、1585、1586、1587、1588、1589、1590、1591、1592、1593、1594、1595、1596、1597、1598、1599、1600、1601、1602、1603、1604、1605、1606、1607、1608、1609、1610、1611、1612、1613、1614、1615、1616、1617、1618、1619、1620、1621、1622、1623、1624、1625、1626、1627、1628、1629、1630、1631、1632、1633、1634、1635、1636、1637、1638、1639、1640、1641、1642、1643、1644、1645、1646、1647、1648、1649、1650、1651、1652、1653、1654、1655、1656、1657、1658、1659、1660、1661、1662、1663、1664、1665、1666、1667、1668、1669、1670、1671、1672、1673、1674、1675、1676、1677、1678、1679、1680、1681、1682、1683、1684、1685、1686、1687、1688、1689、1690、1691、1692、1693、1694、1695、1696、1697、1698、1699、1700、1701、1702、1703、1704、1705、1706、1707、1708、1709、1710、1711、1712、1713、1714、1715、1716、1717、1718、1719、1720、1721、1722、1723、1724、1725、1726、1727、1728、1729、1730、1731、1732、1733、1734、1735、1736、1737、1738、1739、1740、1741、1742、1743、1744、1745、1746、1747、1748、1749、1750、1751、1752、1753、1754、1755、1756、1757、1758、1759、1760、1761、1762、1763、1764、1765、1766、1767、1768、1769、1770、1771、1772、1773、1774、1775、1776、1777、1778、1779、1780、1781、1782、1783、1784、1785、1786、1787、1788、1789、1790、1791、1792、1793、1794、1795、1796、1797、1798、1799、1800、1801、1802、1803、1804、1805、1806、1807、1808、1809、1810、1811、1812、1813、1814、1815、1816、1817、1818、1819、1820、1821、1822、1823、1824、1825、1826、1827、1828、1829、1830、1831、1832、1833、1834、1835、1836、1837、1838、1839、1840、1841、1842、1843、1844、1845、1846、1847、1848、1849、1850、1851、1852、1853、1854、1855、1856、1857、1858、1859、1860、1861、1862、1863、1864、1865、1866、1867、1868、1869、1870、1871、1872、1873、1874、1875、1876、1877、1878、1879、1880、1881、1882、1883、1884、1885、1886、1887、1888、1889、1890、1891、1892、1893、1894、1895、1896、1897、1898、1899、1900、1901、1902、1903、1904、1905、1906、1907、1908、1909、1910、1911、1912、1913、1914、1915、1916、1917、1918、1919、1920、1921、1922、1923、1924、1925、1926、1927、1928、1929、1930、1931、1932、1933、1934、1935、1936、1937、1938、1939、1940、1941、1942、1943、1944、1945、1946、1947、1948、1949、1950、1951、1952、1953、1954、1955、1956、1957、1958、1959、1960、1961、1962、1963、1964、1965、1966、1967、1968、1969、1970、1971、1972、1973、1974、1975、1976、1977、1978、1979、1980、1981、1982、1983、1984、1985、1986、1987、1988、1989、1990、1991、1992、1993、1994、1995、1996、1997、1998、1999、2000、2001、2002、2003、2004、2005、2006、2007、2008、2009、2010、2011、2012、2013、2014、2015、2016、2017、2018、2019、2020、2021、2022、2023、2024、2025、2026、2027、2028、2029、2030、2031、2032、2033、2034、2035、2036、2037、2038、2039、2040、2041、2042、2043、2044、2045、2046、2047、2048、2049、2050、2051、2052、2053、2054、2055、2056、2057、2058、2059、2060、2061、2062、2063、2064、2065、2066、2067、2068、2069、2070、2071、2072、2073、2074、2075、2076、2077、2078、2079、2080、2081、2082、2083、2084、2085、2086、2087、2088、2089、2090、2091、2092、2093、2094、2095、2096、2097、2098、2099、2100、2101、2102、2103、2104、2105、2106、2107、2108、2109、2110、2111、2112、2113、2114、2115、2116、2117、2118、2119、2120、2121、2122、2123、2124、2125、2126、2127、2128、2129、2130、2131、2132、2133、2134、2135、2136、2137、2138、2139、2140、2141、2142、2143、2144、2145、2146、2147、2148、2149、2150、2151、2152、2153、2154、2155、2156、2157、2158、2159、2160、2161、2162、2163、2164、2165、2166、2167、2168、2169、2170、2171、2172、2173、2174、2175、2176、2177、2178、2179、2180、2181、2182、2183、2184、2185、2186、2187、2188、2189、2190、2191、2192、2193、2194、2195、2196、2197、2198、2199、2200、2201、2202、2203、2204、2205、2206、2207、2208、2209、2210、2211、2212、2213、2214、2215、2216、2217、2218、2219、2220、2221、2222、2223、2224、2225、2226、2227、2228、2229、2230、2231、2232、2233、2234、2235、2236、2237、2238、2239、2240、2241、2242、2243、2244、2245、2246、2247、2248、2249、2250、2251、2252、2253、2254、2255、2256、2257、2258、2259、2260、2261、2262、2263、2264、2265、2266、2267、2268、2269、2270、2271、2272、2273、2274、2275、2276、2277、2278、2279、2280、2281、2282、2283、2284、2285、2286、2287、2288、2289、2290、2291、2292、2293、2294、2295、2296、2297、2298、2299、2300、2301、2302、2303、2304、2305、2306、2307、2308、2309、2310、2311、2312、2313、2314、2315、2316、2317、2318、2319、2320、2321、2322、2323、2324、2325、2326、2327、2328、2329、2330、2331、2332、2333、2334、2335、2336、2337、2338、2339、2340、2341、2342、2343、2344、2345、2346、2347、2348、2349、2350、2351、2352、2353、2354、2355、2356、2357、2358、2359、2360、2361、2362、2363、2364、2365、2366、2367、2368、2369、2370、2371、2372、2373、2374、2375、2376、2377、2378、2379、2380、2381、2382、2383、2384、2385、2386、2387、2388、2389、2390、2391、2392、2393、2394、2395、2396、2397、2398、2399、2400、2401、2402、2403、2404、2405、2406、2407、2408、2409、2410、2411、2412、2413、2414、2415、2416、2417、2418、2419、2420、2421、2422、2423、2424、2425、2426、2427、2428、2429、2430、2431、2432、2433、2434、2435、2436、2437、2438、2439、2440、2441、2442、2443、2444、2445、2446、2447、2448、2449、2450、2451、2452、2453、2454、2455、2456、2457、2458、2459、2460、2461、2462、2463、2464、2465、2466、2467、2468、2469、2470、2471、2472、2473、2474、2475、2476、2477、2478、2479、2480、2481、2482、2483、2484、2485、2486、2487、2488、2489、2490、2491、2492、2493、2494、2495、2496、2497、2498、2499、2500、2501、2502、2503、2504、2505、2506、2507、2508、2509、2510、2511、2512、2513、2514、2515、2516、2517、2518、2519、2520、2521、2522、2523、2524、2525、2526、2527、2528、2529、2530、2531、2532、2533、2534、2535、2536、2537、2538、2

の2戸から上音更集団であれば十数戸ということで、水分をおおむね5%以下に落として持ってくると。農協は5%から受け入れるということになっていきますから、当然品質のことを考えると、どうしても予乾施設が必要だということになりまして、これはそれぞれの集団で各農家がすべて自前で負担をして運営をしていっている。

あわせて、過去に先ほども言いましたようなコンバインで補助で買ったものも、もう10年、20年ということになって、各集団が古くなってきて更新の時期に来ているんだと。しかし、そのコンバイン1台当たりがおおむね新車であれば800万、10戸で割っても330万ですね。そういうような多大な経費がかかった中で、それを維持管理をしていかなければならないという重大な局面を迎えております。

私が言いたいのは、その中でも特に農協の調整加工料というのがありますので、これは1俵幾らということで調整加工料は決められておりますから、その辺にもし行政が幾らかのお力添えをいただければ、非常にコンバインの更新だとか、各麦作集団の予乾施設の経費についてはそれぞれが負担を、いろいろ経費が違いますから、かかっている状況が違いますので、一定的にかかるものというのは農協の調整加工料のほうがかえって一般的かなと、全麦作組合の組合員が負担するものであるということでもありますので、ここ10年で調整加工料を利用者から回収するんだということになっておりますので、そこまで長くなくても、ぜひこれについては農協あたりと相談した中で、竹中町長のかすかな望みでもいいですから、お気持ちを聞かせていただきたい。ひとつよろしく願います。

○議長（杉山幸昭議長） 町長。

○竹中 貢町長 町の農業政策の基本的なといいますか、もっともすべきことの1つとしては、基盤整備をどうするかと、これはやっぱり行政として十分力を入れていかなければならないというふうに思っております。

そういった意味では、今回もいわゆるパワーアップ事業、去年の段階で1回、道のほうでは廃止すると、そういう意向だったわけでありましてけれども、私どもとしてもその必要性から、いろんな機会に訴えてまいりました。名目は変わりますけれども、そういう意味では今回また農家負担の軽減ということで、市と道がその一部を担うと。町だけでも3,000万ほどの新たな支出になるということでもあります。そういった基盤整備が基本的にはまずは行政の大きな役割の1つであるというふうに思っております。

それを踏まえて、生産の地である農地を活用し、そしてまた農協の受け入れの本体といろいろと連携をとりながら、個々の農家、営農努力をしてもらうというのが原点、原則だろうと、そんな認識のもとでありますけれども、ただ、全体にかかわるその時々の

最も大切な、あるいは新規政策だとか、そういった意味での新たな導入の際には、奨励の意味を含めてさまざまな政策を打っていくということがあるだろうと思います。

山本議員がご理解いただいているというふうに思いますけれども、特に機械類の更新等については、初期の段階では小麦を奨励をするという意味では補助制度もあったわけでありましてけれども、その後については、経営安定とともに自力努力をしていただきたい、こういうことで更新等の補助については、国・道も基本的にはなかなか持ち合わせていないということがございます。

加工料のお話をされましたけれども、今これをすぐどうこうという答えがなかなか出づらいわけでありますけれども、ただこれがどうしても必要なことなのか、行政で今、本来受益者と経営上必要なことを行政がすべきなのか。もう1つは、今小麦の作付の面積が目標よりはまだ少ないという意味で、こういったところの奨励をするための新たな方策だとか、これもそうでありますけれども、より補助金の適正化にふさわしいようなそういったたぐいの政策、必要とされる政策はないものかどうか、これらも含めて考えたいと思いますが、いずれにしても、町独自の農業政策については、基本的には農協と町とそれから受益者と、そんなような負担割合でやってきたという経過がございます。この辺は何かするときにはそういった前提のもとで農協とも相談してみたいと、そんなふうに思います。

これも提案ありましたから、そういった意味でのいわゆる議論の1つにはなろうかと思っておりますけれども、より補助金に、あるいは政策的にも、農業振興上もふさわしいようなことがないものか、それは十分また検討させていただきたいなと、そう思います。

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） ただいま町長からご答弁をいただきましたけれども、今町長は新しい施策ですとか、麦の関係とか言いましたけれども、私は新しいことも大事でありますけれども、現況畑作が3戸減りました。昨年度から3戸減ったというんですか、リタイヤもしくは離農の方向へ進んでいったという状況であります。ですから、その方々も麦をつくっておったということもありまして、少しずつそういうことになってきて、やはりその集団、集団のコンバインの例えば更新に伴う負担増ですとか、それから上士幌の農協の本乾増設に伴う負担増とかということもかなり響いているという状況に考えております。

ですから、今ある数戸の方々が小麦をつくってないわけですがけれども、ほとんどの畑作が小麦をつくっている状況の中では、ぜひこの辺の負担増を軽減することによってその麦の今町長が言われた指標面積ですか、そのものに近づけると。承知のように、畑

作というのはそれほど余裕がないですから、馬鈴しょを掘った後に小麦を播きつけするというのが大まかな形になっている形態です。余裕があれば休憩しておいて、そこに小麦を播きつけるといったことがありますけれども、大体私でありますと、9町から9町5反ということは、馬鈴しょが3トン中、そのぐらい掘って播くということは、かなり1カ月半ぐらいかかった中の8割ぐらい掘らなければならないということの日数的な問題もあるわけですね。だから、大きく指標と言われても、大きく変えられないというのは、そういうやっぱり事情と悩みを持っているということで理解をしていただきたいなと思うわけです。

ですから、逆に今これで価格がほかの作物がいいと、そっちへシフトするまたおそれもあるということによって、耕畜連携によってデントコーンの作成がそちらへまた回ってくると込みが減るおそれもあるということはあるので、ぜひ農林課長なり、また町長、副町長関係の方々にはその辺をもうちょっと深く理解していただきたいなというふうに考えております。やはり経費がそれぞれの集団がコンバインを入れることによって思い切っかかかってきて、メリットが小麦つくることではなくなってしまおうと。ですから、中には負債の厳しい農家については、別なものに作物をシフトするかなという状況も起こりうるわけです。

もう1つ言わせてもらえれば、小麦というのは耕畜連携の中でどうしても酪農家に対しての敷きわらですね、このものが重要なポイントを占めているわけでありまして。ですから、耕畜連携の中では、そのものをやはりどうしても畑作で担わなければならない。そして、堆肥との交換ですとか、デントコーンの交換耕作という状況の中で進めていかなければならない状況であるということで、非常に小麦については上士幌の農業経営の中で重要な位置づけを示してますということで理解していただきたいなというふうに考えております。

町長も新しい形と言われましたけれども、やっぱり今ある麦作組合の組合員数ぐらいをまずもって継続して、できれば私は酪農家の方々にもつくってもらえればなというふうに考えております。そうすると、その面積は十分に確保できる可能性があるというふうに考えておりますし、農協との中でもそういう手だてはないものかというシミュレーションあたりも橋渡しをやっていきたいと考えておりますので、この調整加工料につきましても、新しい政策も結構ですけれども、これについてもぜひ担当者レベルかどこかでJAとの話し合いをもう一度持たれる考えはないか、再度質問したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 町長。

○竹中 貢町長 今、小麦全体にかかわる問題点というのをご指摘いただきました。耕畜連携にとって必要であるということだとか、あるいは4サイクルで回さなければならないという、そういう必要性のことだとか、あるいは本乾の増設によるところの負担増の話だとか、いわゆる小麦をどうしても取り入れざるを得ないという中でさまざまな課題があるよというお話だろうというふうに思います。

新しいというのは、別に全く違うことということではなくて、小麦は小麦の中でも、新たな必要と求められるものについてあれば、それはそれでやるべきだというふうに思っておりますが、こういった幾つかの課題が出された。もちろんそれに見合うような価格がしっかり保障されれば、それはそれとして多分問題ないんだろうと思いますけれども、その辺の兼ね合いの問題から含めて、余り割に合わないよというのが今言ったお話だろうというふうに思います。しかし、それでもやらざるを得ないという議員のお話だろうと思いますから、それらを含めて問題点、課題として受けとめさせていただいて、農協あるいは内部でも検討の事項の1つにさせていただきたいなと、そう思います。

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） そうしたら、小麦の件については、以上前向きな形でひとつご検討のほうをよろしくお願ひしたいというふうに考えております。

続いて、先ほど質問いたしました緑肥対策でございますけれども、この件につきまして、過去760万ぐらいで、総額で町から40万ぐらいの補助を受けておりましたと。町、農協で4分の1ずつで2分の1と、受益者負担が2分の1という状況で支援対策をしていただきまして、このことにつきましては、上土幌の畑作においては非常に効果があらわれております。

それはどういうことかということ、私も前回までは農協の理事といった立場と土幌の馬鈴しょ施設専門委員という立場で役員に出ておりましたけれども、5農協の中の馬鈴しょが最下位もしくは4番目のやつが、昨年度、一昨年度から2番目、1番目の品質向上と収量アップにつながってまいりました。

これどういうことかということ、専門的にいえば、やはり緑肥、家畜の堆肥というのは動物性有機質と言うんですけれども、緑肥だとかわら類は、これは作物性のものでありまして植物性有機物というふうに分類されております。ですから、そういう中で、その両方を兼ね備えることによって、畑の好気性菌の微生物がふえて、非常に肥料の分解速度を速めた中で安定した収量と品質向上に結びつくということができめんに出てきます。

ですから、過去40万ぐらいの町の補助でありましたけれども、これが時限立法によってある程度やったから、もういいんですよということではなくて、これは基幹的な基

本的なことであります。地力対策というのは基本でありますから、堆肥だけが地力対策ではありません、はっきり言って。これは町長、先ほど言われましたように基盤整備の暗渠ですとか、土づくりの堆肥を入れるとか、心土破碎ですとか、それから緑肥を入れる。私はわらも入れてますから、本当に土の中に空気が入って温かくなって、馬鈴しょに泥がつくということはほとんどないわけです。

ですから、そういう方面から見ても、JA上士幌では大豆のイエスクリーンと北海道から認定を受けてやっております。それにもこの緑肥が結びついておりまして、農協単独で今何とか4分の1ですけれども、助成を継続してもらってやっていて、やはりこれは農家の畑作の中からはぜひ継続してほしいということの強い要望があります。金額の多少を私は言っているわけではありません。そんな1億も2億も頑張ってくれと町長に言うのではなくて、140万、金額の問題ではなくて、これはやはり基幹をなすものであるということの中で、ぜひ復活をさせていただきたい。

これは本当にそういうことによって、豆でも何でも品質が上がって、上士幌の豆は黙っておって十勝ブランドの中でもでん粉含有率、馬鈴しょでもでん粉含有率が高くなっております。ビートも糖分が清水と一、二を争っておりますし、大豆、小豆もでん粉含有率が高いですから、もうこれが黙って十勝ブランド、上士幌ブランドになるわけですね。これで加工施設でつくれば、全くそのような形のブランドとしていけると。北海道どころか、十勝の中でも上士幌のブランドとして持っていけるんだということの根幹をこの緑肥がなすものであるというふうに考えておりますので、ぜひ町の行政としては、このものを復活させていただきたいということで、もう一度伺いますけれども、いかがですか。

○議長（杉山幸昭議長） 町長。

○竹中 貢町長 過去にこの緑肥対策をしたということについての大きな成果が上がったという評価をいただきましてありがとうございます。今議員、農業者の立場でもありますし、農協の経営の側の立場でもあったということでもありますから、今お話しされた成果といいますか、それらは非常に私どもとしては参考にし、なおかつこれまでやってきたことはよかったなというふうに思っております。

なおかつ、これからもということでもありますけれども、やっぱりすべてでありますけれども、いつまでもというのはなかなか基本的には、この農業に限らずすべての問題であります。補助を続けるというのは制度的にはなかなか難しいんでありますけれどもただ、今戸別所得補償ですね、これは去年の経営安定対策の関係については、どちらかというとセーフティネットのほうに重きを置いた補償をしていたというふうに思います。

ですから、この2年間いろいろ厳しかったわけでありましてけれども、聞くところによると、生産額も余り変わってないというのは、多分この制度が生きたのがあるのかもわかりませんが、今度のは、いわゆる頑張ったところが報われるといいますか、よく出るような、そういう制度設計にしてほしいという農業者の強い要望も含めて、出来高だとか、あるいは品質向上に対するかさ上げの分が多くなるというふうなことだというふうに聞いておりますので、そうすると今の緑肥が、これが今お話あったように品質の向上と量の増産につながるということであれば、これはもう畑作農家すべてのところにかかわってくることでありますから、十分今の意見を踏まえて対応はさせてもらいたいなど。

戸別所得補償の中でも、この緑肥対策のところもあるんですね。あるんだけどあの緑肥対策でいうと1年間休まなければならんという、いわゆるそこで生産をさせることができないという、非常に厳しいことでありますから、それは本町にとってはそのようなことで戸別所得補償の制度にのっかる人はまずあり得ないだろうと。やっぱり小麦の後だとか、そういった収穫後に緑肥をして、そして新年度にまたそれを畑として使うというのが本町のあり方なんだろうというふうに思いますから、国の制度にもものつかれないと。しかし、国もそのようなことを認めるようなことでもありますから、今指摘されたように、それについては、またこれは農協とも相談をさせていただいて、復活のことを含めて十分話し合いをさせていただきたいなど、そう思います。

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 大変ありがとうございます。今言われた新しくできた戸別所得補償方式ですけれども、これについても言わずにご理解のように、7割は収量・品質型という方向に変わるわけです。今までの生産安定方式とは逆転するわけでありまして、なお一層品質ですとか収量が個々によって大きく左右されるという状況に入ってくるわけです。ですから、いいことは最低限度続けていただきたいなど。多額な単年度であっても大きな負担にはなるんじゃないという状況の中では、今後とも畑作人口及び農業人口を減らさないと、基幹産業を減らさないとという観点からすると、やはりそういう形の中で少しでも行政として力を基幹産業に入れていただきたいんだという私の思いであります。そのことについては、いろいろ検討しますということでもありますから、今後、期待もしておりますし、また何かについてはいろいろお話もしたいなどというふうに考えております。

この町としての基幹産業の農業というのは、歳入の面においても大きく貢献しているかなというものであります。関連企業と言われる町内の運輸、建設、整備工場、そのほかもろもろですね、非常にそういうものが農業の関連としてあるわけでありまして、そ

の各農家の所得の安定こそが町の安定につながると。いってみれば所得税がかかれば町民税というんですか、住民税、健康保険税の満額ですとか、固定資産税においても農地に宅地のみならず、軽自動車税もトラクターも全部軽自動車税になりますし、それから土地から、例えば牛舎を新築したので固定資産税ですね、これも大きく町のほうに入るわけでありまして。やはり生産規模を拡大することによっての町の貢献度というのは、水道を含めて大きく出てくるわけでありまして、基幹産業に投資をするということは、1年や2年で目に見えないですけれども、絶対そのものは町に返ってくるんだというふうな考え方を町長あたりは持っていた中で、ぜひ農地行政を進めていただきたいというふうに考えております。答弁あれば伺いますけれども、なければ私はこれで終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 町長。

○竹中 貢町長 議員おっしゃるとおりであります。本町の絶対的な基幹産業であると。今130億から140億の農協の取り扱いがあるということは130億の企業というのはもう大企業ですね。それに関連した今言ったように関連産業との関係、農業土木の問題もありますし、あるいは町内での消費のこともありますけれども、やっぱりその柱になるのは農業であると。予算的にも、総体的に20%のシェア率を超える予算額であります。このシェア率も多分管内でトップクラスをずっと維持してきていると、そんなふうに思っております。

そういう意味では、これからも農業政策は本町の経済の中核をなす産業であると。加えて、最近であれば素材提供型から、さらには議員もやっておられますけれども、製造だとか、あるいはサービスだとか、そのように農業を軸にしながら、2次産業、3次産業とどう連関、関連づけていくかというようなこともこれからの課題でもあるだろうとそんなふうに思っておりますが、いずれにしても、本町を支える大きな産業であるというのは共通の認識でありますので、いろんな意味でまたご意見をいただければなと、そう思います。よろしく申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、3番、山本弘一議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

(午後 1時35分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 再開いたします。

(午後 1時35分)



---

◎報告第5号及び報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（杉山幸昭議長） 日程第8、報告第5号平成22年度上士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第9、報告第6号平成22年度上士幌町水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、以上2件を一括して議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに報告の説明を求めます。

企画財政課長。

○野中美尾企画財政課長 ただいま上程されました報告第5号平成22年度上士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第6号平成22年度上士幌町水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、一括してご説明申し上げます。

初めに、報告第5号平成22年度上士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

本件は、平成22年度一般会計補正予算（第9号）においてご可決をいただきました土地改良管理経費ほか8事業及び（第1号）でご可決いただきました道道士幌上士幌線港湾事業受託経費について、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、平成22年度上士幌町一般会計繰越明許費繰越計算書をご参照願います。

当該繰越明許費の9事業につきましては、平成22年1月25日の臨時会及び3月8日の定例会において議決をいただいております。このうち8事業につきましては、きめ細かな交付金の対象事業であります。平成22年度への繰越額の合計額につきましては7,940万1,000円となり、事業ごとの翌年度繰越額、翌年度繰越額の予算科目及び財源内訳は繰越計算書に記載のとおりであります。

次に、報告第6号平成22年度上士幌町水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

本件は、平成22年度水道事業特別会計補正予算（第3号）においてご可決をいただきました簡易水道施設改良事業について、繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第46条第2項の規定により報告するものであります。内容につきましては、平成22年度上士幌町水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書をご参照願います。

当該繰越明許費の事業につきましては、平成22年1月25日の臨時会において議決をいただいております。この事業につきましては、きめ細かな交付金の対象事業であり

ます。平成23年度への繰越額につきまして830万3,000円となり、事業ごとの翌年度繰越額、翌年度繰越額の予算科目及び財源内訳は繰越計算書に記載のとおりであります。

以上、報告第5号、第6号についてご説明させていただきました。ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 報告の説明が終わりましたので、これより2件を一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、報告第5号及び報告第6号に対する質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号及び報告第6号を報告済みとし、報告を終わります。

ここで15分間休憩といたします。再開は5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

（午後 1時40分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時57分）

---

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第10、同意第3号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○竹中 貢町長 ただいま上程されました同意第3号公平委員会委員の選任について、提案理由と内容をご説明申し上げます。

公平委員会委員のうち1名が辞職したことにより欠員となったため、その後任委員を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

住所、河東郡上士幌町字上士幌東3~~2~~3番地、氏名、馬場敏美氏、生年月日、昭和25年4月9日であります。

以上、同意第3号公平委員会委員の選任について提案理由のご説明を申し上げましたご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたが、本件は人事案件でありますので、質疑及び討論については議会運用例第105条の2の規定により、これを省略いたします。

これより直ちに同意第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、同意第3号は原案に同意することに決定いたしました。

---

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(杉山幸昭議長) 日程第11、議案第30号上士幌町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○石王良郎町民課長 ただいま上程されました議案第30号上士幌町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は3,201ページからでございます。

お手元の議案第30号関係、上士幌町税条例の一部を改正する条例の内容をご覧ください。

今回の改正の趣旨でございますが、東日本大震災の被災者等の税負担軽減を図るため地方税法の一部を改正する法律などが平成23年4月27日に公布され、同日から施行されたことに伴い、必要な改正を行うものであり、町税条例の附則に3条を追加するものでございます。

1点目の附則第22条でございますが、東日本大震災により住宅や家財等に生じた損失について、平成23年度分個人道町民税での雑損控除の適用を可能とするための改正でございます。また、繰越可能期間を現行3年から5年に延長するものでございます。

適用されるケースとしましては、例えば被災地区の大学で就学していたお子さんが被災した場合や、1月2日以降に本町から転出していた方が向こうで被災した場合が想定をされます。

2点目の附則第23条でございますが、東日本大震災により住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除ではありますが、この適用を受けていた住宅が滅失等をした場合は、これまでの税法では税額控除の対象外となるわけでございますが、今回の改正によりまして、平成25年度分、個人道町民税以降の残存期間における税額控除の継続適用を可能とするものでございます。

適用されるケースとしましては、本税額控除を受けていた被災者が本町に転入してきた場合が想定されます。

3点目の附則第24条でございますが、東日本大震災により滅失、損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地の代替地を平成28年3月31日までに取得した場合、当該被災代替地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3年間、当該土地を住宅用地とみなし、固定資産税の特例を適用させていくための改正でございます。

適用されるケースとしては、被災者が本町の土地を購入して住宅を構えようとする場合に適用されます。

以上が改正の主な内容でございます。

続きまして、次のページの新旧対照表でございますが、ご覧のとおり現行条例に新たに3条を加えるのみの改正でございますので、ここでの追加状況の詳細説明につきましては、ただいまの説明をもってかえさせていただきます、省略いたします。

続きまして、本条例改正の施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成29年4月27日から適用するものであります。この施行期日は、地方税法の一部を改正する法律が施行された日である4月7日に合わせて遡及して適用するものでございます。ただし、附則23条につきましては、平成24年1月1日から施行いたします。

以上、議案第30号上士幌町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、その提案理由と内容についてご説明申し上げました。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第 号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、議案第30号に対する質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第12、議案第31号財産の取得についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○高橋 智建設課長 ただいま上程されました議案第1号財産の取得について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

配付させていただきました議案第31号関係の資料をご参照願います。

現在、除雪につきましては、企業体に業務を委託しており、除雪車10台で業務を行っておりますが、うち7台を町が企業体に貸与しております。この貸与車両のうちダンプ2号につきましては、年式も古く、出力やトルクが不足していることから、坂道の除雪に苦慮しており、さらにサイドの排雪板がないことから非効率な除雪車両であり、迅速な除雪に支障が生じております。

今回取得する財産につきましては、ダンプ2号を更新して新たな除雪専用車を購入するものでありますが、1,000万以上の財産の取得につきましては、議会の議決が必要となっておりますので、提案させていただくものであります。

財産の種類は物品（車両）。財産の内容は除雪トラック、10トン専用型、除雪幅3.53メートル、フロントプラウ、路面整正装置、油圧式サイドプラウつき1台。取得金額は4,152万5,400円で、契約の相手方は帯広市西1条北1丁目3番12号、UDトラックス道東株式会社、代表取締役金尾浩幸であります。

見積もり合わせ執行日時は5月30日、十勝管内の除雪専用車取り扱い業者3社を選定行っております。物品の納入期限は12月30日であります。

なお、購入の財源としまして過疎債を充当してまいります。

以上、地方自治法第6条第1項第8号の規定により、財産の取得についての提案理由と内容についてご説明申し上げます。ご審議をいただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第31号について質疑を行います。質疑ありますか。

6番、佐々木議員。

○6番（佐々木 守議員） 1点だけお聞きをしたいというふうに思います。

こういった特殊車両は、当初予算の見積もり金額というのはどういう形で積算をして

今回見積もり合わせでこういう金額になるのが400万ほど違いが出ていると思うんですが、特殊車両というのは大体想定される金額というのは決まってくると思うんですね。だとしたら、当初予算金額から何百万も変わるというのがどうなのかなとちょっと思ったものですから、その辺の解説だけお願いをしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 建設課長。

○高橋 智建設課長 これにつきましては、業者のほうから見積もりをいただきまして、それを予定価格としております。

○議長（杉山幸昭議長） 6番、佐々木議員。

○6番（佐々木 守議員） 当初予算の見積もり金額、当初予算ですから、僕はあえて何も当初予算のときに言わなかったんですが、そのときの金額と現実の見積もり金額というのは大分開きがあるんだけれども、こういう特殊車両については、それほど大きな開きが出るということはないんじゃないか。こういう開きが出るということなのか説明をお願いしたい、こういうことで質問したんです。

○議長（杉山幸昭議長） 暫時休憩します。

（午後 2時09分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 再開いたします。

（午後 2時09分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 建設課長。

○高橋 智建設課長 申しわけございません。予算の時期にも1社から見積書をいただきまして、それで予算を計上してございまして、今回3社で見積もり合わせを行いましたので、その競争の結果下がったということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、議案第31号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第32号から議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採  
決

○議長(杉山幸昭議長) 日程第13、議案第32号平成23年度上士幌町一般会計補正予算(第2号)、日程第4、議案第33号平成23年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第5、議案第34号平成23年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、日程第6、議案第35号平成23年度上士幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)、以上4案を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

副町長。

○千葉与四郎副町長 ただいま上程されました議案第2号平成23年度一般会計補正予算(第2号)、議案第3号国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第4号後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第5号介護保険特別会計補正予算(第1号)の内容をご説明をいたします。

補正総額は、667万4,000円の追加補正となります。補正後の予算規模は、一般会計並びに6特別会計の総額で73億6,757万5,000円となります。

それでは、各会計の内容をご説明をいたします。

議案第32号一般会計補正予算(第2号)であります。

1ページをご覧くださいと思います。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ23万4,000円を追加し、総額を55億5,443万6,000円とするものでございます。補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページから4ページ、第1表のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。

5ページ、第2表をご覧ください。

北海道農業経営基盤強化資金利子補給費補助金交付事業実施要綱の改正に伴いまして債務負担行為の期間を平成8年度までの25年間から平成28年度までの5年間に変更するものでございます。

歳出の主な補正内容につきましては、役場庁舎改修経費万3,000円、老人保健諸

経費518万6,000円、地域医療振興対策事業00万円、気管支喘息有病率調査事業0万円、家畜伝染病清浄化支援対策互助事業6万4,000円、道道上士幌土幌音更線整備事業131万2,000円でございます。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略をさせていただきます。

次に、26ページの議案第33号国民健康保険特別会計補正予算（第1号）をご覧ください。

第1条では、既定の歳入歳出予算からそれぞれ6万2,000円を減額し、総額を7億4,911万2,000円とするものでございます。補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は27ページ、第1表のとおりでございます。

歳出の内容につきましては、人件費178万7,000円を減額、事務管理経費22万5,000円を追加補正するものでございます。

次に、36ページの議案第34号後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をご覧ください。

第1条では、既定の歳入歳出予算からそれぞれ3,764万3,000円とするものでございます。補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は37ページ、第1表のとおりでございます。

歳出の内容につきましては、事務管理経費3,764円を減額補正するものでございます。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略をさせていただきます。

次に、40ページの議案第35号介護保険特別会計補正予算（第1号）をご覧ください。

第1条では、既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,764円を追加し、総額を5億83万円とするものでございます。補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は41ページ、第1表のとおりでございます。

歳出の内容につきましては、人件費1万5,000円を追加補正するものでございます。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、一般会計並びに3特別会計の補正内容についてご提案を申し上げました。よろしくご審議を賜り、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより各会計ごとに質疑を行います。

それでは、議案第2号平成23年度上士幌町一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。



初めに、事項別明細書の歳出から質疑を行います。

事項別明細書の歳出は 10 ページからページごとを一括して質疑を行います。

10 ページから 11 ページまで質疑ありますか。

8 番、山本和子議員。

○8 番（山本和子議員） 地域おこし協力隊推進経費の28 万円なのですが、これは住宅使用料と書いてますけれども、これは当初予算で見てなかったのかどうか、どうして今回の補正になったのか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 企画財政課長。

○野中美尾企画財政課長 これの28 万の住宅借上料の増額補正でございますが、協力隊員の1 名の方が教職員住宅から単身者住宅へ6 月から転居、入居がえということになりましたので、そのため家賃が単身者住宅のほうが増額するということでありまして、そのための増額補正ということでございます。

○議長（杉山幸昭議長） ほかにありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、12 ページから13 ページ、質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、14 ページから15 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、16 ページから17 ページまでを質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、18 ページから19 ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、給与費明細書は20 ページから25 ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、事項別明細書の歳入、8 ページから9 ページの質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、事項別明細書の総括表、6 ページから7 ページを一括し

て質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 次に、一般会計補正予算書の1ページから5ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 以上で、議案第32号平成23年度上士幌町一般会計補正予算(第2号)の質疑を終わります。

次に、特別会計補正予算の質疑を行います。

特別会計の質疑は、会計ごとに歳入歳出一括して質疑を行います。

議案第33号平成23年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、26ページから35ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 以上で、議案第33号平成23年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の質疑を終わります。

次に、議案第34号平成23年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、36ページから39ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 以上で、議案第34号平成23年度上士幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の質疑を終わります。

次に、議案第35号平成23年度上士幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、40ページから47ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 以上で、議案第35号平成23年度上士幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)の質疑を終わります。

次に、各会計補正予算に対する質疑が終了いたしましたので、これより町理事者に対する総括質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 質疑がございませんので、町理事者に対する総括質疑を終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、町理事者に対する総括質疑を終わります。

以上で、議案第32号から議案第35号までの平成23年度各会計補正予算に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第32号平成23年度上土幌一般会計補正予算（第2号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成23年度上土幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成23年度上土幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成23年度上土幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日の会議を終わります。

明日からは休会とし、本会議の再開は6月 日火曜日、午前10時でありますのでご承知願います。

本日はこれにて散会といたします。

（午後 2時24分）

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成 23 年 第 4 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会 会 議 録

招集年月日	平成 23 年 6 月 8 日									
招集の場所	上 士 幌 町 議 会 議 場									
開会・閉会 日時及び宣告	開 議	平成23年 6月21日 午前10時00分					議 長	杉 山 幸 昭		
	閉 会	平成23年 6月21日 午後11時09分					議 長	杉 山 幸 昭		
応(不応)招議員並びに 出席及び欠席議員  出 席 11名 欠 席 一名 欠 員 一名  ○ 出 席 △ 欠 席 × 不応招 △公 公務欠席 遅 遅 刻 早 早 退	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	
	1	伊 東 久 子	○	7	角 田 久 和	○				
	2	堂 畑 義 雄	○	8	山 本 和 子	○				
	3	山 本 弘 一	○	9	山 本 裕 吾	○				
	4	中 村 保 嗣	○	10	中 島 卓 蔵	○				
	5	渡 部 信 一	○	11	杉 山 幸 昭	○				
	6	佐々木 守	○							
会議録署名議員	4番 中 村 保 嗣 議 員				5番 渡 部 信 一 議 員					
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	議会事務局長	河 村 義 憲			議会事務局主査	櫻 井 淳 史				
地方自治法第121条 の規定により説明のため 出席した者の職氏名	町 長	竹 中 貢			建設課長	高 橋 智				
	副 町 長	千 葉 与 四 郎			ナイトイ高原牧場長	佐 藤 桂 二				
	会 計 管 理 者	石 王 良 郎			教育委員会教育長	江 波 戸 明				
	総 務 課 長	高 嶋 幸 雄			教育委員会教育委員長	島 口 重 一				
	企 画 財 政 課 長	野 中 美 尾			教育委員会教育次長	綿 貫 光 義				
	町 民 課 長	(会計管理者兼務)			農業委員会会長	鈴 木 洋 治				
	保 健 福 祉 課 長	柚 原 幸 二			農業委員会事務局長	芥 藤 明 宏				
	保 育 課 長	山 口 準 二 郎			代表監査委員	新 田 勝 幸				
	農 林 課 長	松 岡 秀 行								
	商 工 観 光 課 長	早 坂 清 光								



## 平成23年第4回上士幌町議会定例

### 議事日程(第2号)

平成23年6月21日(火曜日)

- 日程第 1 会議案 第 3号 議員の派遣について
- 日程第 2 農業委員会委員の推薦について
- 日程第 3 監報告 第 3号 例月出納検査報告について
- 日程第 4 議案 第36号 上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案 第37号 定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第 6 議案 第38号 平成23年度上士幌町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案 第39号 平成23年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 閉会中の継続調査の申出について



---

◎開議の宣告

- 議長（杉山幸昭議長） 定刻となりましたので、ただいまより本日の会議を開きます。  
議事日程はお手元に配付のとおりです。

(午前10時00分)

---

◎議会運営委員会の報告

- 議長（杉山幸昭議長） 議会運営委員長より本日の議事運営について発言を求めます。  
議会運営委員長、渡部信一議員。

- 議会運営委員長（渡部信一議員） 議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、6月6日午前10時より委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、本日の議事運営及び議案の審議方法などについて審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

この際、議会運営委員会において協議されましたことについてご報告申し上げます。

1点目は、日程6、議案第8号及び日程7、議案第9号については2件を一括上程し、質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

以上をもって議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

---

◎会議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（杉山幸昭議長） 日程第1、会議案第3号議員の派遣についてを議題といたします。

会議案の朗読を省略し、直ちに、提案者である5番、渡部信一議員から提案理由の説明を求めます。

5番、渡部信一議員。

- 5番（渡部信一議員） ただいま提案されました会議案第3号の提案説明を申し上げ、議員各位のご理解とご賛同を賜りたいと思うものであります。

この会議案については、さきの議会運営委員会におきまして議会運営委員全員の賛同を得まして、委員長であります私が提案者となった次第であります。

会議案第3号は、北海道町村議会議長会が研修事業として主催する町村議会新任議員研修会に、今回の選挙で新たに議員になられた2名の新任議員が参加すべく、ご提案申

し上げるものであります。

新任議員の研修会は札幌市と釧路市の2会場で開催され、釧路市の会場で開催される研修会に中村保嗣議員と山本弘一議員が参加し、北海道議長会事務局長の勢旗了三氏を講師に、議会の運営と福祉制度等について研修するものであります。

議員各位の満場のご賛同を得て会議案をご可決いただき、2名の議員が参加をし、研修を深めていただきたいと思いますというものであります。

以上をもって会議案第3号の提案説明といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 本件については質疑及び討論を省略します。

これより直ちに採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、会議案第3号は原案のとおり可決されました。

なお、この際お諮りいたします。

ただいま議決した議決事項について諸般の事情により変更する場合は議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、諸般の事情により変更する場合は議長に一任することで決定されました。

---

◎農業委員会委員の推薦について

○議長（杉山幸昭議長） 日程第2、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって渡部信一議員の退場を求めます。

（渡部信一議員退場）

○議長（杉山幸昭議長） 暫時休憩いたします。

（午前10時06分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時06分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 本件は、農業委員会等に関する法律第2条第2項に定める議

会が推薦した農業委員会委員の任期が平成30年7月19日に満了するため、その推薦を行うものであります。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員会委員は1名とし、お手元に配付のとおり渡部信一氏を推薦したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

議会推薦の農業委員会委員は1名とし、渡部信一氏を推薦することに決定いたしました。

(渡部信一議員入場)

○議長(杉山幸昭議長) ここで暫時休憩いたします。

(午前10時07分)

---

○議長(杉山幸昭議長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時07分)

---

◎監報告第3号の上程、報告

○議長(杉山幸昭議長) 日程第3、監報告第3号例月出納検査報告についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに代表監査委員より報告の説明を求めます。

新田勝幸代表監査委員。

○新田勝幸代表監査委員 監報告第3号例月出納検査報告について、その結果を報告申し上げます。

現金出納の検査につきましては、地方自治法第85条の2第1項の規定に基づき実施しているものでございます。

今回の報告は、平成30年2月分、3月分、4月分の例月出納検査結果を報告するものでございます。

なお、今回の報告の2月分、3月分につきましては前監査委員が検査したのですが報告書等により確認をいたしましたので、あわせてご報告申し上げます。

検査の対象は、一般会計及び特別会計の現金の出納状況でございます。提出された各会計、各月ごとの収支状況などの資料を参考としながら、収入・支出伝票、預貯金通帳等の検査を実施いたしました。

検査の結果、計数などは正確であり、諸帳簿などと相違ないことを確認いたしましたことをご報告申し上げます。

以上、監報告第3号の監査結果報告といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 代表監査委員より提出された例月出納検査報告書の収支状況等は添付を省略しておりますので、必要な場合は事務局で閲覧を願います。

以上で監報告第3号を報告済みとし、監査委員からの報告を終わります。

---

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第4、議案第36号上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○柚原幸二保健福祉課長 ただいま上程されました議案第36号上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

町例規集は5,401ページをご参照願います。

提案の理由であります。地方税法施行令の一部改正が本年30日に公布、施行され賦課限度額が引き上げられたことと、本町の医療費の増嵩等により財源が不足するため、税率の改正を行おうとするものです。

別紙議案第36号関係2の資料を先にご説明申し上げます。

試算の結果、2億,680万円が必要であります。現行税率で試算すると2億63万円で1,217万円が不足し、また賦課限度額のみを改正した場合の試算であります。2億4,722万3,000円で957万7,000円がなお不足することとなります。今回ご提案している税率改正でも61万5,000円不足しておりますが、何とかやりくりできる数字となっております。

この試算の考え方の根拠としまして、本年度の医療費の見込みを過去3カ年平均（平成20年から22年）の数値を求め、療養給付費は3%、療養費、補装具等及び高額療養費は10%の増を見込んだ結果、合わせて4億6,501万5,000円となりました。

また、本年度の後期高齢者支援金は前年比9%増の9,072万8,000円、介護納付金（40歳から64歳の方が納める分）は前年比8%増の105万5,000円と増額となっております。この金額は支払基金に支払う額として確定しているものであります。

収支状況であります。医療費、後期高齢者支援金及び介護納付金に保健事業等の支

出見込みを加え、国庫支出金、道支出金、社会保障診療報酬支払基金からの交付金、一般会計繰入金等の収入見込みを差し引いて算出した国保税総額（低所得者の軽減前）の見込み額は2億,680万円となりました。実際はこの金額より1,000万円の財源が必要となっておりますが、国保加入者の負担軽減のために前年度からの繰越金の1,500万円を先に入れ、算出しております。

次に、税率等のうち、医療分の所得割は「100分の5.3」から「100分の5.6」、資産割は「100分の26.0」から「100分の28.5」、均等割は改正なしで2万,000円、平等割が「2万,500円」から「3万,200円」、賦課限度額を「50万円」から「51万円」に改正し、後期高齢者支援分の所得割は「100分の1.3」から「100分の1.5」、資産割は「100分の8.5」から「100分の8.7」、均等割は「7,400円」から「7,500円」、平等割は「6,800円」から「7,700円」に、賦課限度額を「13万円」から「14万円」に改正し、介護納付の所得割は「100分の0.85」から「100分の1.0」に、資産割は「100分の6」から「100分の7」に、均等割は「9,300円」から「9,600円」に、平等割は「7,700円」から「7,800円」に、賦課限度額を「10万円」から「12万円」に改正するものであります。

次に、2ページのモデルケースについてご説明申し上げます。

モデルケース1の給与所得者で、世帯主、妻、就学中の子供2人の4人世帯、これは収入は世帯主のみで前年給与収入400万円と想定した場合、給与所得266万円で、基礎控除額33万円を引いた233万円が算出基礎額となります。また、固定資産税額を3万円と想定した場合、それぞれ税率を掛けると、現行と比較すると医療分500円、後期高齢者支援分6,000円、介護分で4,500円、合計で1万,000円の増額となります。

次に、3ページのモデルケース2からモデルケース4までは、それぞれお示しの条件で試算しますと、モデルケース2の年金所得者の場合は100円の増、モデルケース3の事業所得者の場合では1万,100円の増、モデルケース4の低所得者の場合で900円の増となります。

4ページの国保税税率の変遷であります。医療分及び後期高齢者支援分の所得割及び資産割は平成15年度、均等割及び平等割は平成20年度に改正となっており、介護納付分の所得割、均等割及び平等割は平成28年度に、資産割は平成27年度の改正となっております。医療分の限度額世帯は96世帯から103世帯となります。

次に、議案第36号関係3の資料であります。平成33年5月31日現在の十勝管内の国保税率等の状況であります。

賦課限度額の改正は全町村が行うと聞いておりますし、税率の改正は、本町以外では帯広市と伺っております。なお、国保税の税率改正は、去年は5町村が改正しております。

次に、議案第36号関係1の資料、新旧対照表についてご説明申し上げます。

第2条は、第2項で医療分の基礎課税額の賦課限度額の改正、第3項で後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額の改正、第4項では介護納付金課税額の賦課限度額の改正であります。

第3条から第5条の2までは、基礎課税額、医療分の所得割額、資産割額、平等割額をそれぞれ改正するものであります。

第6条から第7条の3までは、後期高齢者支援金等課税額の所得割額、資産割額、均等割額、平等割額をそれぞれ改正するものであります。

第8条から第9条の3までは、介護納付金課税額の所得割額、資産割額、均等割額、平等割額をそれぞれ改正するものであります。

第21条は、国保税の軽減措置を規定しており、第1号は7割軽減、第2号は5割軽減、第3号は2割軽減の額を改正するものであります。

附則第1項に、施行期日と、この条例は公布の日から施行し、改正後の上士幌町国民健康保険税条例の規定は平成23年4月1日から適用するものであります。

附則第2項に、適用区分としまして、改正後の条例は平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によると規定しております。

国保財政の安定的な運営のためにも税率及び限度額の改正をご提案させていただきましたが、国保会計は毎年度厳しい状況にあり、国保事業基金を取り崩しながら運営しているところでありますが、最近基金の年度末残高がわずかとなる状況が続いております。

また、この改正内容につきましては、本年6月1日開催の国民健康保険運営協議会に諮問し、ただいまご説明しました内容で承認の答申をいただいております。

以上、上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、その内容についてご説明いたしました。ご審議いただきご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第36号について質疑を行います。質疑ありますか。

8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 委員会でも説明を受けまして多少質問させてもらったんですが改めて質問させてもらいます。

23年度に向けて医療費の伸び、増を検討しながら、収入に合わせ200万円ほど不足していると、その分が税率改正の理由になっていますが、ただ単に医療費が伸びるだけではなくて、国から来るお金自体が年々減っているのではないかというふうに思っています。

委員会でもらいました資料で、普通調整交付金~~が~~年度減ったと。決算の状況を見ましても、前年に比べてちょっと減っているかなという気がいたしま~~す~~。年度につきましては補正予算のときに質問させてもらいますが~~21~~年度から見たんですが、調整交付金が年々減っているのではないかと、その分が丸々ではありませんが基金を崩したりとかいうふうにもなっているのではないかと思います。その辺について質問したいのと、もう一点は、そういう状況を考えた場合に、その都~~度~~0万円、2,000万円足りないからといって税率を上げるんじゃなくて、一般会計から繰り入れ、~~1,000~~万円程度なら私は十分だと思うので、その点についてできないのか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 保健福祉課長。

○柚原幸二保健福祉課長 まず、1点目の調整交付金の関係なんですけれども、これも国のほうのいろいろな計数、数値がございまして、それぞれ全国的な計算をやってくるものですから、私たちのほうでこれぐらいという数字はなかなかつかめないのが現状でありまして、医療費も毎年増減を繰り返していますので、必ずしも調整交付金の増減というのが医療費となかなか合わないという状況が続いております。

ただ、国のほうからの交付金ということで一定程度の率を掛けられますので、この辺はなかなか私たちのほうでも苦慮している状況でございます。

それと、毎年改正するのではなく一般財源もということなんですけれども、先ほどもご説明申し上げたとおり、改正も3年ぶりになっております。3年前も~~200~~万円程度の額の改正をご提案してご可決いただいているところでありますが、一般財源を入れるということになりますと、他の保険者との絡みもございまして、なかなか入れづらい現状もあるのかと思います。

それと、前期高齢者の交付金なんかも他の保険者のほうから国保会計に入ってきているという状況もありますので、そこら辺も、国保だけに一般財源を入れるというのはちょっと厳しい状況じゃないかなということで事務的には考えております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） ほかにありますか。

3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） この税率等の医療分の均等割が今回の改正案では改正なしということで、ここだけが改正なしとなっておりますけれども、この根拠もしくは理由が何かあったら説明していただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 保健福祉課長。

○柚原幸二保健福祉課長 もともとの積算方法としまして、全体で医療費だとかいろいろな保健事業だとか国保会計上どれだけいるのかということで先に歳出のほうを計算するんですけれども、それで国からとか道からとかいろいろ調整交付金が入って、あとどれくらい足りないのかという税の計算をするんですけれども、この所得割、資産割が応能分として国の定めでは50%、均等割、平等割が応益分50%、50対50が原則なんです。

それで、それぞれいろいろなシミュレーションをしながら我々のほうも税の計算をするんですけれども、たまたまこの均等割のほうを改正しなくても、ここの所得割、資産割が50%、均等割、平等割が約50%と5対5になる数字だったものですから、あえてここは改正しなかったというような状況になっています。

ちょっとわかりづらいかもしれませんが、ここだけがたまたま今回は数字上動かさなくても、いわゆる医療分としては負担する割合が約ですけれども50対50というような状況になったと、数字上そうになっているだけで、あえてここだけ上げなかったというわけではなく、計算した結果こういう状況になったということでご理解願いたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） おおむねの理由はわかりましたけれども、要は、今聞くと所得割と資産割で50%ぐらいだと、それ以外50%だから、計数的に処理すると均等割まで上げなくても大体50%になりますよということでもありますけれども、そうであれば、数字が50%、50%になったから上げないという根拠なんですけれども、じゃ、所得割と資産割が50%という比率であれば、当然この均等割というのもそれぞれ国保にかかわることであるから、ほかの介護だとかが全部上がっているわけですよ。介護だとか後期高齢者支援分だとかが上がっている割にはこの健康保険税の医療分だけ上げない。普通、ほかと同じようになっているなら私も理解できる。その辺をもう一度伺いたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 暫時休憩いたします。

（午前10時26分）



---

○議長（杉山幸昭議長） 再開いたします。

(午前10時26分)

---

○議長（杉山幸昭議長） 保健福祉課長。

○柚原幸二保健福祉課長 何と説明したらいいのか、この算定はいろんなバランスがありまして、約50対50にするためにどこをどういじるかというのはそれぞれあるんですけども、たまたま今回のこの2万000円というのは、端数は生じているわけなんですけれども、その分は改正しなくても足りるという計算上の割合になったものですから今回このままの改正で足りるということでご提案しております。

あと、大体00円単位だとか、そんなに大きな金額等は上がっていないわけなんですけれども、たまたまこの医療分のところだけ50対50の比率の中に入っていたというように、計算上なったんです。どうかご理解願います。

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 了解いたしました。

管内を見ても、2万,000円という均等割は高いほうなんですよね。私はそういうことで計数的にも処理されたということで理解いたしますので、以上で終わります。

○議長（杉山幸昭議長） ほかに。

6番、佐々木議員。

○6番（佐々木 守議員） 以前国民健康保険で、負担は一般的に言えば非常に厳しい状況にあると。今の日本の状況を言えば、増税方向が非常に強くなってきていて、負担増というのは町民に対しても非常に厳しい状況にある。ただ、医療費等の高騰についてはこれも高齢化という一つの流れの中で伸びてきているというのが実態だというふうに思います。毎回引き上げについてはいろんな議論があるわけですけども、基本的なことだけ確認をしたいと思います。

うちの町は、合併か自立かというときに、公共料金については十勝管内の平均値を上回らない、こういう説明をしてきましたし、私も住民にそういった説明をしてきた経緯があるんですが、今回、ほかの町村でも限度額については引き上げをするということですから、同じ状況で上がっていくんだらうなというふうに思いますし、他の税率の改正については、帯広市だけというふうに今説明がありましたから、大きく変化はないのかなというふうに思いますけれども、そういった基本は踏まえてこういった改正に当たっているのかどうかだけ、原則的なことですけどもお聞きをしておきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 町長。

○竹中 貢町長 佐々木議員がおっしゃったとおり、基本的にはそういう方針を持って、この公共料金あるいは税関係についても臨んでいきたいというふうに思っております。

ただ、このサービスの対象も、先ほど課長から話があったように、国保会計の関係ではすべての町民がこれに関係しているということではないということなんですね。例えば、ほかの水道料だとかそういったたぐいの公共料金については、みんながひとしくそのサービスを受けるということですから、そういった意味ではもっと原則というのを守りたいなというふうに思っていますが、この件については、そう守りつつもやはり特別会計のなかつ特定の人だということであると、その辺は、その原則を守りながらも、ある程度弾力性を持った対応が必要になってくると。というのは、一般会計を入れるというのは極めて難しいというのは、そこにひとしく全町民が該当になっていないというところにあるものですから、その辺は難しいなというふうに思っております。

ただ、今回の値上げも、1人当たりの税負担についても管内の平均レベルにあるなどそんなふうに思っておりますが、今のいろんな含みがあるということも含めて、この件についてはご理解賜りたいというふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） 6番、佐々木議員。

○6番（佐々木 守議員） そういう原則を踏まえて、きちっとどういった公共料金の改定についても対応をしていただきたいというのが一つ。

それともう一つは、確かに国民健康保険だけではなくて社会保険等の関係で、別の保険への対応があって、町民の中にひとしくという形にはならないということがあるわけですが、そうしたら国民健康保険内の納税者の公平性というのはどうなのか。一般的に、農村の方々はほとんどと言っていいほど限度額を払っているという現実があります。それも年間70万円を超えるというのが今の額ですから、そういうことも踏まえて、基本はきちり守っていただきたい。

すべてが国民健康保険対応ではないからということも理由にどんどん上げられるというのも、大変負担増で厳しい状況にあるということも踏まえていただいて、今回については妥当な内容だというふうに私は理解していますけれども、そういった基本線を踏まえて、今後もこういった公共料金等については対応していただきたいと思いますが、それについてももう一度答弁を願いたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 町長。

○竹中 貢町長 国保加入者というのは、所得のある人、それから生活が困窮している人さまざまな人がいるんですね。ですから、7割、5割等々の軽減策もあって、それらに

については国庫財源あるいは道、町を含めてセーフティーネットという視点もありますから、そういう意味では支援をさせていただいているということがございます。

一方では、限度額を設けているということでもありますから、所得があれば青天井でもいかないだろうという意味での所得制限も設けているという意味で、その辺は、相互扶助という精神といろんなバランスを全部含めて、税収のことだとかあるいは税率のことだとかいろいろなことを考えながら進めさせていただいているということがございますので、複合的な意味合いも含めた国保会計であるということをご理解いただいて、ご質問、疑問等についてはぜひ意見交換をする中で解いていただいて、いわゆる国保会計の健全性に向けてご理解を賜りたいなど、そのように思います。

○議長（杉山幸昭議長） ほかにありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第 36 号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

討論がありますので、これより討論を行います。

先に本案に対する反対の討論を行います。

8 番、山本和子議員。

○8 番（山本和子議員） 議案第 36 号上士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

今回の改正は、医療分の均等割のほかすべての税率や金額を引き上げるもので、町民負担が大きくなるために反対いたします。

とかく医療費がふえたから保険税もふえると言われますが、国保会計が大変になった大きな理由は、医療費に対する国の負担がどんどん減らされることにあります。大きな改悪は、1984 年の医療費への国庫負担が 45 %から 38.5 %に、さらには 1992 年には市町村の国保への事務費負担が全額国庫負担から全廃されました。さらに、低所得者への保険料軽減のための負担も、全額国庫負担だったものがどんどん下げられまして低額となっています。

この結果、医療費全体に対する国の国庫負担は、1984 年のベースで考えますと 49.8 %だったものが 2007 年には 25 %にまで下がりました。

国ばかりではありません。北海道の補助金も 1990 年に約 12 億 5,000 万円あったものが、2009 年からはゼロになりました。そのしわ寄せは当然保険税にいけます。全国平均 1 人当たり保険税は、1984 年は 3 万 9,020 円だったものが 2007 年には 8 万 4,367 円と 2 倍以上にふえています。

また、市町村国保が大変だからという理由もありまして、平成年度から後期高齢者医療制度が導入されました。75歳以上の方が国保から外されました。その結果、20年度だけは基金がふえまして前年度の約倍の約100万円になりましたが、すぐに21年度からは底をついた状態となっています。

そして、今度は国保会計全体を、北海道を一つにする広域化をしようとする動きもあります。ますます負担がふえるのではないかと思っています。

このように、国の制度改正や負担の軽減にすごく影響されまして町民の負担がふえています。上士幌町は、この2年間は限度額以外の引き上げは行っていません。それでも管内の中では保険税は高いほうに位置いたします。

こういう中で、国に対しては国庫負担をもとに戻すように運動しつつも、これ以上保険税を引き上げることのないように一般会計から繰り入れをすることを要求いたします。一般会計から繰り入れて軽減している市町村はたくさんありますが、上士幌町は法定以外の繰り入れはほとんどしていません。今は違う保険にいる方もいずれは町の国保に加入いたします。そのときは、その方々は年金暮らしで収入が少ない上にいろいろな病気も出てきます。そう考えまして、一般会計から繰り入れても何の矛盾はないと私は判断いたします。

以上の理由で、町民の医療を守るため町民の負担をふやす条例改正に反対いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、本案に対する賛成の討論を行います。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ほかに討論がありませんので、これをもって議案第 36 号に対する討論を終結いたします。

これより議案第 36 号の採決を行います。

本案は起立により採決を行います。なお、起立しない議員は反対とみなします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（杉山幸昭議長） 賛成多数であります。

よって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 37 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第5、議案第37号定住自立圏形成協定の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○野中美尾企画財政課長 ただいま上程されました議案第7号定住自立圏形成協定の締結について、提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

定住自立圏構想は、将来的な人口減少を見据え、地域住民の命と暮らしを守るため、圏域全体で必要な生活機能を確保し人口の定住化を図るべく、国が積極的に推進している政策でございます。

十勝圏における定住自立圏構想につきましては、管内市町村での定住自立圏の形成を目指すこととして、主にこれまで取り組んできた取り組みなどを中心に、オール十勝での定住自立圏をスタートさせようという考えのもと、連携して協定するものでございます。

本議案の提案は、中心市である帯広市との間で定住自立圏形成協定を別紙のとおり締結することについて、上士幌町定住自立圏形成協定の議決に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

別紙定住自立圏形成に関する協定書についてご説明申し上げます。

協定書につきましては、国が定めている定住自立圏構想推進要綱に基づき全7条で構成しております。

第1条では目的を記載し、第2条では、目的達成のため各政策分野の取り組みにおいて相互に役割分担し、連携、協力することの基本方針を規定したものでございます。

第3条では、定住自立圏構想推進要綱で定められた3つの政策分野ごとに、別表においてそれぞれの取り組み内容及び役割分担について規定しております。

1つ目の生活機能の強化に係る政策分野では、6つの小分野において15項目ございます。2つ目の結びつきやネットワークの強化に係る政策分野では3項目、3つ目の圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野で1項目、合わせて19項目について規定をしております。

第4条では、事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担について規定するものでございます。

第5条、第6条及び第7条は、この協定締結後の変更、廃止及び疑義の解決についての手続を規定するものでございます。

以上、定住自立圏形成協定の締結について、その提案理由と内容についてご説明申し

上げました。ご審議いただきご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第 号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第 37 号に対する質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 38 号及び議案第 39 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第 6、議案第 38 号平成 23 年度上士幌町一般会計補正予算（第 3 号）、日程第 7、議案第 39 号平成 23 年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、以上 2 案を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

副町長。

○千葉与四郎副町長 ただいま上程されました議案第 38 号平成 23 年度上士幌町一般会計補正予算（第 3 号）並びに議案第 39 号平成 23 年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の内容を申し上げます。

補正総額は、876 万 5,000 円の追加補正となります。補正後の予算規模は、一般会計並びに 6 特別会計の総額で 73 億 9,634 万円となります。

それでは、各会計の内容を申し上げます。

議案第 38 号平成 23 年度上士幌町一般会計補正予算（第 3 号）でございます。

1 ページをご覧くださいと思います。

第 1 条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 165 万 8,000 円を追加し、総額を 55 億 7,102 万 4,000 円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページ、第1表のとおりでございます。

第2条では、地方債補正として、過疎債の限度額を「4億5,328万円」から「4億6,008万円」に変更するものでございます。

歳出における追加補正の主な内容につきましては、ふるさと納税特産品発送事業として46万5,000円、コミュニティ助成事業として190万円、家畜伝染病清浄化支援対策互助事業として118万4,000円、上士幌高等学校振興会助成事業として648万5,000円、ビジターセンター連携施設整備事業として725万2,000円でございます。

事項別明細書以下につきましては説明を省略させていただきます。

次に、12ページの議案第39号平成23年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）をご覧いただきたいと思っております。

第1条では、既定の歳入歳出予算にそれぞれ17万7,000円を追加し、総額を7億6,128万9,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、13ページから14ページ、第1表のとおりでございます。

歳出における追加補正の主な内容につきましては、一般被保険者療養給付費として900万5,000円、退職被保険者等療養給付費として69万3,000円、一般被保険者療養費として27万4,000円、一般被保険者高額療養費として171万1,000円でございます。

事項別明細書以下につきましては説明を省略させていただきます。

以上、一般会計並びに国民健康保険特別会計の補正内容についてご提案を申し上げます。よろしくご審議を賜りご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第 号並びに議案第 39 号を一括して質疑を行います。質疑ありますか。

6番、佐々木議員。

○6番（佐々木 守議員） ふるさと納税の特産品発送事業ですけれども、ふるさと納税で税額がどのくらい入ってきているのかということと何人ぐらいなのかという、この内容についてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 ご質問のありましたふるさと納税の特産品の発送事業でございますけれども、ふるさと納税制度につきましては、平成20年4月から地方税法の一部改正によりまして、個人住民税の寄附金税制が大きく拡充される形で導入されたものでございます。

これにつきまして一定金額が税額控除されるというものでございますけれども、件数でございますけれども、実績で申し上げますと、町外の方からの寄附につきましては平成 21 年度に 31 件、平成 22 年度に 22 件というふうになってございます。

今回補正いたしますものにつきましては、大体 数件か 30 件くらいなんですけれども、増加することも想定して、とりあえず予算的に 50 件を想定して予算化しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 6 番、佐々木議員。

○6 番（佐々木 守議員） ふるさと納税で入ってくる税額はわからないですか、総額という形で。今 21 件なら 21 件の納税額というのは、公表できないのであれば聞くところまではしませんけれども、どれぐらいのものなのかなというのがちょっと気になるところなので。

○議長（杉山幸昭議長） 総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 ちょっと手元に金額まで押さえていなくて申しわけないんですが、あくまでも町には寄附金という形で入るんですけれども、ご本人が確定申告等をして税額控除をされるのは、それぞれの町村の税金が控除されるという形になります。金額をちょっと押さえていなくて申しわけないんですけれども、中身的には町外者からの寄附が該当するという形になります。

○議長（杉山幸昭議長） よろしいですか。

（「ちょっと休憩して」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 暫時休憩します。

（午前 10 時 51 分）

---

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き再開いたします。

（午前 10 時 51 分）

---

○議長（杉山幸昭議長） ほかに質疑ありますか。

8 番、山本和子議員。

○8 番（山本和子議員） 国民健康保険特別会計も入っているんですね。

○議長（杉山幸昭議長） はい。

○8 番（山本和子議員） 国民健康保険税の今回引き上げた金額について大体収入として見込んでいるのかどうか、金額的に大体合うんですが、その件と、それから、普通調整



交付金が今回減額で、135万円、それから、国・道のほうもそうなんです、調整交付金がかかり減らされています。減らされた金額は多少差があるんですが、結果的には国・道から来る調整交付金は、ここ3年間で見ると半分以下になると私は思っています。調整交付金が減らされた分だけぐらいの税率引き上げになっているので、それは即イコールではないんですが、その調整交付金が前年度並みに入ってくるのであれば、引き上げることはなかったと私は思っています。その辺の計算方法というか、その辺はどうかというふうに思いますが、国とか道のほうの試算はどうなっているのか。医療費がふえれば医療費総体に関するパーセントで見ると思うんですけども、そうじゃないのか。医療費がもっとふえるのであれば調整交付金もそれなりに来ると私は判断いたしますが、この減額した理由について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 保健福祉課長。

○柚原幸二保健福祉課長 1点目の保険料は、一応、先ほどの改正案の見込みで予算組みしております。もともと当初予算は昨年2月時点の予算計上でございますので、うまく今回の税改正分の数字というのはプラス・マイナスびたりとはならないんですけども、とりあえず改正した分の見込みは見ています。

それと、調整交付金と道のほうの関係なんですけれども、あくまでこれはまだ数字がはっきりしていませんので前年度並みの数字を予算計上してありまして、ある程度見込みが出てくれば補正という形でまたご提案するような形になるかと思っておりますので、その辺はご理解願いたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 予算の件ではわかりましたが、調整交付金の関係は、私も今まで何げなく見てきたものですから、過去は国の交付金、900万円入ったこともありますが、ここ3年間だけ見ますと、21年が2,361万円、昨年度が2,704万円、今回は差し引きしますと、343万円、国だけです。道のほうも減らされていますので、何でこんなに減らされているのかと。前年並みの医療費を考えるとであれば、700万円ほど入っていいんじゃないかというふうに思っています。

それから、国のほうのこの調整交付金の計算というのは、総体の医療費に対して国のほうは9%、それから道のほうは7%というふうに、医療費が総体的にふえれば調整交付金もふえると思うんです、国全体がですね。町村ごとにそれはばらつきがありますがその計算方法がどうなっているのか。知らないうちに計算方法がいじられて、実際にはどこかいいところにはいっぱい行くけれども、何かちょっと悪いところには来ないとかそういう計算になっているのかわかりませんが、何で減らされているのか。

これで終わりますが、担当課に聞いても、国が出すお金ですので何とかと文句を言っても来るものじゃないですが、計算方法についてだけ納得いかないで質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 保健福祉課長。

○柚原幸二保健福祉課長 医療費は3月か2月の会計でやっているんですけども、調整交付金のルール上の話でいけば暦年の1月か2月という算出の仕方をやっているものですから、どうしても前年と比較すると数字がはっきりつかめないという状況があるものですから、先ほど説明したとおり前年並みの数字を計上させているわけなんですけれども、たまたま昨年は、この間委員会でもご説明したとお000万円ぐらい下がっているんですけども、そういった医療費が暦年で下がる分ですけれども調整交付金は毎年移動する数字が出てくるということでご理解願いたいと思います。

できれば、山本議員のおっしゃるとおり、調整交付金をどんどんふやしてもらって個人の負担を減らすような形になっていけばいいんですけども、その辺は、全国的な計算をされるものですから、うまく調整交付金だけがふえるような状況は見えないというのも現状かと思います。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） ほかにありますか。

総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 大変申しわけありません。平成22年度の実績で申し上げますと、町外者からの寄附につきましては105万円というふうになっております。ただ、このうち1件は大口の寄附者がいらっしやいまして、1,000万円の寄附をいただいておりますので、それ以外は05万円という形になります。トータルで105万円というふうになっております。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） よろしいですね。

7番、角田議員。

○7番（角田久和議員） 同じくふるさと納税特産品発送事業についてですけれども、これは当初この制度をスタートするときこの感謝特典を出すということを想定していたのかどうか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 制度が導入されたのは先ほど申し上げたとおり平成22年4月からということでございますが、制度が導入された当時、それ以前からも町外者からの寄附はあったわけでございますけれども、特産品等を寄附者に贈呈するという考えは町のほ

うでは持っていなかったということになります。

今回、新たに制度を創設した経緯でございますけれども、上士幌町交流と居住を促進する会という会がございますけれども、そちらのほうから、上士幌町の応援をしていただいた方に対するお礼の意味ということもありますけれども、町外の方に上士幌町の特産品を贈ることによりましてすぐれた特産品を広くPRしていきたいということで、そういうことを考えたいので創設したらどうかという相談もありまして今回創設したということでございます。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 角田議員。

○7番（角田久和議員） 本来、こういうことは当初制度がスタートするときに、そういうお返しをするとかどうとか決めておくべきことであって、後から、町の団体からそういう提案があったからそれを採用して今回はこういう事業を実施する。その辺ちょっと最初のいきさつからしたらずれているんじゃないかと思うんです。

まして、さっきのお話のとおり、いただいたお金55万円で、それに対してお返しの予算として50万円、このプラス・マイナスを考えて、本来であればこの町にもっとお金を残しておかないといけないのに、どうもちょっとその辺が一貫性がないというか疑問を持つんですけれども、見解があればお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 制度創設のときにとのことのお話もありましたけれども、制度を創設するときに、一部の自治体ではそういう取り組みを行っているということはお聞きしております。管内的には浦幌町ともう一町村、制度を行っているというお話は聞いております。

金額の関係でございますけれども、先ほど件数のお話もさせていただきましたけれども、今回予定している予算額6万5,000円ということでございますけれども、一応、昨年、一昨年の寄附の実績からとりあえず2倍程度の予算は確保して対応してございますので、実際の支出については実績に応じて対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 町長。

○竹中 貢町長 今、総務課長からおおよそ説明がありましたけれども、当初これはどうするかと、ほかの自治体でも、そういった厚意に対して感謝の思いも含めてさまざまなお返しをするという事例があったのは事実であります。

ただ、件数とそれから金額が、当初予定していたのはそれほど多分ないだろうということと、現実の問題、先ほど報告があったとおね、100万円になってはいますが、そのうちの1,000万円は特別な寄附で残り100万円という動きでありました。それに対してさまざまな手間暇、そういったことも含めて、もう一つはやはり戦略的にそれを町の魅力発信だとか、そういうことにつなげられるところまでなかなか具体化ができていなかったということがありました。

一方では、例えば東京のふるさと会なんかでは、去年あたりも指摘されておりますけれども、自分たちもささやかであっても町のために納税をしたいというお話があったんですが、しかし、ただ出しっ放しではみんなに声をかけるのもなかなか大変なんだということで、そういった何らかの町の特産品なんかの、お互いに持ちつ持たれつの関係であれば積極的にそういった動きもできるんじゃないだろうかと、そんなこともありましたから、当初のことだけがすべてではなくて、必要があれば僕は変更することも全然問題ないだろうというふうに思っています。

そしてまた、今回そのようにNPOなんかについても関与しながら積極的にふるさと納税を奨励し、そしてまた、こちらからの農畜産物がすそ野が広がって方々に出ていくということであれば、それはそれで新たな展開の可能性が出てくるのではないだろうかなど、こういうことも含めて、今回政策的にやっていきたいなというふうな判断をし、今回の提案をさせていただいたということでもあります。

○議長（杉山幸昭議長） 7番、角田議員。

○7番（角田久和議員） その辺はちょっと私と町長の年相応的な見解の違いがあるかなと思っています。

私もNPOで、今、全国の皆様から募金を集めています。それに対してはこういう物品はお返ししていません。町からのお礼のお手紙で皆さんは十分だとおっしゃっていただいている。

そういうせつかくいただいたお金は、やはり私はできるだけ町のほうに残すと、気持ちを込めた手紙で私は十分じゃないかと。

今回のこの納税特産品発送事業については若干の疑問を呈しまして、私の質問を終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 答弁はいいですか。

町長。

○竹中 貢町長 いろんな感謝の気持ちをどう伝えるかというのはそれぞれありますけれども、寄附してくれたから全部に送るということではなくて、その辺はさまざまな選択

肢があって、ご厚意だけで、寄附させていただきますけれども町からのそういった厚意については辞退しますという選択肢もある、さまざまなふうに考えていますので、押し売りするようなことはしませんということでもあります。

○議長（杉山幸昭議長） よろしいですね。

これをもって議案第 38 号並びに議案第 39 号に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第 38 号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第 38 号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号に対する討論を行います。討論ありますか。

討論がありますので、これより討論を行います。

先に本案に対する反対の討論を行います。

8 番、山本和子議員。

○8 番（山本和子議員） 議案第 39 号平成 23 年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）に対する反対討論を行います。

議案第 36 号の国民健康保険税条例改正による保険税引き上げ分を含むために反対いたします。引き上げ反対の理由につきましては、同じ内容ですので省略いたします。

以上で反対討論といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、本案に対する賛成の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ほかに討論がありませんので、これをもって議案第 39 号に対する討論を終結いたします。

これより議案第 39 号の採決を行います。

本案は起立により採決を行います。なお、起立しない議員は反対とみなします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(杉山幸昭議長) 起立多数であります。

よって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長(杉山幸昭議長) 日程第 8、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、会議規則第 5 条の規定により、お手元の申出書のとおり閉会中の所管事務調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査はこれを承認することに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長(杉山幸昭議長) 以上をもって本定例会の会議に付された案件の審議はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

平成 23 年第 4 回上土幌町議会定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

今定例会が 6 月 8 日から 4 日間の会期にわたり、本会議及び委員会の議事運営に特段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

以上をもって平成 23 年第 4 回上土幌町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時09分)

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員